

久留米広域合併協議会(第6回)議案等

《報告事項》

報告第11号 第5回協議会以降の協議会活動について P 1、2

《議案》

第12号議案 平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算 P 3～7

協 議 新市建設計画骨格について P 8～19

協 議 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて P 20～22

協 議 地域審議会の取扱いについて P 23～29

協 議 町名・字名の取扱いについて P 30～45

協 議 合併の方式について(追加資料) P 46～51

(第5回協議会議案等 P 8～12)

協 議 合併の期日について(追加資料) P 52、53

(第5回協議会議案等 P 13～15)

協 議 新市の名称について (第5回協議会議案等 P 16～18)

協 議 新市の事務所の位置について (第5回協議会議案等 P 19～21)

報告第 1 1 号

第 5 回協議会以降の協議会活動について

第 5 回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第5回協議会以降の協議会活動について

《会議》

- 7月 1日 合併協議会幹事会（第6回） 合併協定項目の第6回提出資料（案）
協議会（第6回）開催要領（案）など

《専門部会、分科会活動》前回報告以降分

現在、事務事業の調整に関しては、各分科会で課題整理が行われ、それを踏まえ各分科会事務局が作成した調整方針案を叩き台として、1市4町の職員により慎重、活発な協議が行なわれているところです。なお、7月中旬までに所管部会へ調整方針案が提出される予定です。

- 6月 2日 環境衛生分科会、清掃分科会、総務WG、固定資産税システムWG
6月 3日 新市建設計画策定会議、水道ガス分科会、企画調整会議
6月 5日 住基システムWG、農家台帳システムWG、図書館WG
6月 9日 国民健康保険料（税）システムWG
6月10日 汎用機共通WG、固定資産税システムWG、軽自動車税システムWG
6月11日 清掃分科会、環境衛生分科会、公費医療システムWG、選挙システムWG、児童保育システムWG、公営住宅システムWG、文化財WG
6月12日 新市建設計画策定会議、農業委員会分科会、住基システムWG、図書館WG
6月13日 学校教育分科会、社会教育分科会、人事・組織WG、給与・勤務条件WG、共済会・共済組合WG、個人住民税システムWG、児童手当システムWG、児童扶養手当システムWG
6月16日 固定資産税システムWG、シルバー人材センターWG
6月18日 収納消込システムWG
6月20日 農業委員会分科会、広報WG、ホームページ（システム）WG、軽自動車税システムWG、児童保育システムWG、図書館WG
6月23日 文書分科会、固定資産システムWG、障害者支援システムWG
6月24日 新市建設計画策定会議、税務分科会、農林水産業分科会、国保システムWG
6月25日 総合調整部会、農家台帳システムWG、文化財WG、個人住民税WG、下水道・農村集落排水事業WG、し尿WG、児童手当WG
6月26日 戸籍・住民分科会、消防・防災分科会、商工観光分科会、社会教育分科会、選挙・監査・公平分科会、住基システムWG、建設WG、維持WG
6月27日 新市建設計画策定会議、管理WG、農地整備WG、交通安全WG
6月30日 固定資産税システムWG、財務会計WG、合併処理浄化槽WG、公共交通WG、都市計画・開発許可WG、建築指導WG

第12号議案

平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算

平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算について、久留米広域合併協議会財務規程第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認定を求める。

平成15年 7月 8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

平成14年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算書

平成14年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算

《歳出》

(単位：円)

款	項	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考	
		当初予算額	補正予算額	流用増減	計	節 金額				
1.運営費		2,836,000			2,836,000		1,627,677	1,208,323		
	1.会議費	1,403,000			1,403,000	報酬	583,000	583,000	0	委員報酬 583,000 使用料より流用 (88,000)
						報償費	29,000	18,900	10,100	講師謝金 18,900
						旅費	79,000	43,980	35,020	費用弁償 43,980
						需用費	302,000	67,787	234,213	消耗品費 29,383 食糧費 28,954 印刷製本費 9,450
						役務費	9,000	0	9,000	
						委託料	189,000	123,375	65,625	会議録作成 123,375
						使用料及び賃借料	212,000	36,290	175,710	会場借上料 36,290 報酬へ流用 (88,000)
	2.事務局費	1,433,000			1,433,000	旅費	400,000	286,760	113,240	旅費 286,760
						需用費	488,000	240,445	247,555	消耗品費 133,768 燃料費 13,395 印刷製本費 93,282
						役務費	65,000	60,000	5,000	通信運搬費 60,000
						使用料及び賃借料	450,000	167,140	282,860	自動車借上料 119,700 事務用機器借上料 34,440 有料道路利用料 13,000
						負担金、補助及び交付金	30,000	0	30,000	
2.事業費		5,867,000	17,200,000		23,067,000		2,153,258	20,913,742		
	1.事業費	5,867,000	17,200,000		23,067,000	旅費	1,187,000	0	1,187,000	
						需用費	3,939,000	1,393,852	2,545,148	消耗品費 670,810 印刷製本費より流用 (170,000) 使用料より流用 (91,000) 印刷製本費 723,042 消耗品費へ流用 (170,000)
						委託料	17,672,000	759,406	16,912,594	広報紙配送 307,906 ホームページ開設・更新 451,500
						使用料及び賃借料	269,000	0	269,000	消耗品費へ流用 (91,000)
3.予備費		100,000			100,000		0	100,000		
	1.予備費	100,000			100,000		0	100,000		
歳出合計		8,803,000	17,200,000		26,003,000		3,780,935	22,222,065		

平成14年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算

歳入決算額 26,000,008 円

歳出決算額 3,780,935 円

歳入歳出差引残額 22,219,073 円

《歳入》

(単位：円)

款	項	予算現額					調定額	収入済額	収入未済額	備考	
		当初予算額	補正予算額	計	節	金額					
1.負担金		8,800,000	17,200,000	26,000,000			26,000,000	26,000,000	0		
	1.負担金	8,800,000	17,200,000	26,000,000	構成市町協議会負担金	26,000,000	26,000,000	26,000,000	0	久留米市負担金	6,000,000
										田主丸町負担金	5,000,000
										北野町負担金	5,000,000
										城島町負担金	5,000,000
										三潴町負担金	5,000,000
2.手数料		1,000		1,000					0		
	1.手数料	1,000		1,000	手数料	1,000	0	0	0		
3.諸収入		2,000		2,000					0		
	1.預金利子	1,000		1,000	預金利子	1,000	8	8	0	預金利子	8
	2.雑入	1,000		1,000	雑入	1,000	0	0	0		
歳入合計		8,803,000	17,200,000	26,003,000			26,000,008	26,000,008	0		

平成15年6月27日

久留米広域合併協議会
会長 江藤守國 様

久留米広域合併協議会

監事 長 淵 勇 印

監事 田 中 義 一 印

平成14年度 会計監査報告

久留米広域合併協議会規約第15条第1項及び同財務規程第10条第1項の規定に基づき、久留米広域合併協議会の平成14年度決算について、関係帳簿、証拠書類及び預金通帳等により会計監査を行った結果、正確かつ適正であったことを報告します。

協 議

新市建設計画骨格について

新市建設計画骨格について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年 7月 8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

久留米広域新市建設計画骨格

序論

(はじめに)

久留米広域合併協議会(久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潁町)は、平成14年7月に設置された久留米広域合併任意協議会における取り組みを継承しながらも、当該協議会を構成する各市町の住民意向や議会判断を踏まえて、新たな構成自治体による広域合併に取り組み、新市としての第一歩を踏み出すために、これからの新市としての一体化と均衡ある発展を目的に新市建設計画を策定するものです。

第1章 新市としての合併の必要性

新市は、21世紀の時代環境にふさわしい新たな都市づくりとして、地域の発展と地域住民の福祉の向上を目的に建設するものですが、分権型社会における行財政基盤の確立と生活圏としての一体性の2つの面から、広域合併が求められています。

第1節 行財政基盤の確立

分権型社会の具現化に伴い、住民に一番身近な自治体として、多様な住民ニーズに総合的に対応できる行財政基盤の確立が必要です。

第2節 生活圏としての一体性

本地域の歴史的な一体性を踏まえながら、住民や事業者の活動の広域化に対応した、自治体の広域化が必要です。

第2章 新市建設計画の策定方針

第1節 策定の趣旨

久留米広域新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第3条に定める合併市町村の建設に関する基本的な計画であり、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、新市の均衡ある発展に資するように適切に配慮されたものとしします。

第2節 新市建設計画の対象など

(1) 対象期間

新市建設計画の対象とする期間は、おおむね合併後10年間とします。なお、本計画の中間年となる5年目に、これまでの計画の実施成果を評価・見直すこととします。

(2) 対象地域

新市建設計画の対象とする地域は、久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潁町の行政区域とします。

(3) 計画の構成

新市建設計画は、新市建設の基本方針として、目指す新市の都市機能や都市整備のあり方等、実現のための施策・主要事業や財政計画、公共施設整備の方針、新市における福岡県事業により構成します。

(4) 計画の性格

新市建設計画は、第1に、ハード面だけではなくソフト面を含んだ総合計画とします。第2に、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。第3に、新市の速やかな一体性を確立するための計画とします。第4に、地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画とします。

第3節 新市建設計画策定方針

新市建設計画の策定にあたっては、次に掲げる方針を基本として策定することとします。

(1) 合併効果を十分に発揮できる計画とします

久留米広域合併を実現するにあたって、各市・町はこれまでの都市づくりを継承しながらも、歴史的な環境変化に対応し、21世紀にふさわしい都市づくりを目指すために、あらたな都市のカタチを求めて歩み出すものです。各市・町の住民にとって、これらの取り組みを進めるにあたって、あらたな都市への期待と共に様々な不安があります。本計画においては、これらの住民意向に十分にこたえるために、合併効果を十分に発揮できる計画とすると共に、合併に対する不安や懸念を解消するための方策に配慮した計画とします。

(2) 総合性と戦略性を基調とした計画とします

久留米広域合併を実現するにあたって、これまでの右肩上がりの経済成長を前提とした都市づくりから、限られた財源を効果的かつ効率的に活かした都市づくりへの転換が必要となっています。また、住民の価値観や活動が大きく変化する中で、住民ニーズの多様化が進むとともに、個別的な対応が求められています。これからの都市づくりにあたっては、これらの新たな要請に適切に対応するために、総合的な計画とすると共に、地域の将来を展望し新たな時代の価値観に基づき創造と選択を行う戦略性を基調に、都市づくり目標を設定・実現していく計画とします。

第4節 総合計画との関係

久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町は、地方自治法第2条第4項に規定する総合計画に基づき、各市・町の行政区域を対象に都市づくりを進めていますが、1市4町が合併することにより、新たに一体化した都市づくりを進めることとなります。新市建設計画は、各市・町の総合計画に規定する都市づくりを継承しながらも、合併後10年間にわたり、一体化と均衡ある発展を目的に実施する施策や事業を定めた実行計画であり、新市の新たな行政区域における総合的かつ計画的な行政運営の基本となる総合計画の重要な一部となるものです。

第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係

新市建設計画は、久留米広域合併任意協議会(構成自治体：久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町の2市6町)の広域合併への取り組みにおいて策定された「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」を基本的に継承しながらも、久留米広域合併協議会の構成や、新市建設計画の性格や目的等に応じて作成することとします。

本論

第1章 新市の概要

第1節 新市の地勢

新市は、東西32.15km 南北16kmで、新市域面積は229.84km²で、福岡県で第3番目の行政区域を有する都市になります。

第2節 新市の人口

平成12年の国勢調査に基づくと、新市の総人口は304,884人です。また、新市の世帯の状況は107,612世帯で、1世帯あたりの人口は2.8人となります。

新市の高齢化の状況は、65歳以上の高齢者が51,616人で、全人口に占める高齢者の割合は16.9%です。また年少者(15歳未満)は48,147人で、高齢者の人口より少なく、全人口に占める年少者の割合は15.8%です。

第3節 新市の産業構造

新市の産業構造は、「平成11年度県民経済・市町村民経済計算報告書」及び「平成12年国勢調査」によると、第1次産業の総生産額は17,181百万円で、就業人口は10,306人です。第2次産業の総生産額は164,646百万円で、就業人口は32,889人です。第3次産業の総生産額は745,491百万円で、就業人口は101,362人です。

第2章 新市建設の基本方針

第1節 新市建設の基本理念

新市建設にあたっては、新たな都市として目指す都市像を設定する視点を明確にすることが重要です。そして、具体的な都市像実現にあたっては、その視点を大切にしながら、施策化、事業化を図ることが求められています。

新市建設にあたっては、次の視点を基本理念として21世紀の都市づくりを進めます。

(1) 地域特性を尊重した都市づくり

これまでの都市づくりにより培われた地域のアイデンティティや地域の特色は、地域住民の拠り所であり、新市建設において活用することが必要です。

(2) 共生の都市づくり

新市建設にあたっては、持続的な都市発展を目指すために、都市と自然、自然と人、人と人の共生が必要です。

(3) 住民を基点とした都市づくり

新市建設にあたっては、地域の住民や住民の暮らしを起点とした都市づくりを進めることが必要です。

(4) 合併効果を活かした都市づくり

新市建設にあたっては、21世紀の分権型社会の実現に対応し、合併効果を活かした都市・中核市の実現を図り、新たな県南地域のリーダーとして地域発展に取り組むために、自立した都市づくりが必要です。

第2節 新市の目指す都市像

新市は、これからの時代潮流や社会環境の変化を展望し、これまで取り組んできた都市づくりのストックを活かし、新市の豊かなポテンシャルを活性化し、地域の発展と住民福祉の向上を果たす都市像の設定が求められています。特に、これからの都市づくりにあっては、地域性を活かした多様な魅力の形成が重要です。また、一極集中型の都市から分散型、ネットワーク型の都市づくりが求められています。

新市の都市像については、1市4町の総合計画に掲げる都市像の基本的考え方を受け継ぎながらも、合併により従来の行政区域や行政サービスとは異なった、合併後の一体的な新市としての都市づくりや均衡ある発展を図ることを目的に設定します。そして、新市の都市像の実現により、地域の発展と住民福祉の向上を目指します。

(1) 教育文化や保健福祉等の暮らしの分野

新市は、高次都市機能と自然が融合したゆとりとやすらぎのある地域社会を整備します。また、住民一人ひとりの人権が尊重され、その持てる能力と意欲が十分に発揮され、生き活きた暮らしが展開される都市を目指します。

(2) 道路や上下水道等の都市基盤・生活基盤の分野

新市は、豊かな暮らしを実感できる身近な生活空間を整備するとともに、これまで蓄積してきた地域ストックとポテンシャルを活性化し、魅力あふれる美しい都市を目指します。

(3) 1次2次3次の産業振興と雇用促進の分野

地域の特性である農(農業や緑)を核とした産業振興を進めるとともに、将来を展望した新産業(バイオ産業等の戦略的産業)の創出を進め、活力ある産業、創造的な産業が展開される都市を目指します。また、本地域の特性であります農を活かした癒し・潤い・温もりをテーマに、福岡都市圏や熊本都市圏等との交流を促進します。

(4) 県南の中核都市としての都市機能の分野

佐賀県東部地域を含む筑後地域のリーダーとして、地域の発展に中核的な役割を果たす都市を目指します。また、これからの分権型社会を担う中核市を目指します。

第3節 新市の行財政経営の整備

新市の目指す都市像を実現するにあたって、行財政経営のあり方を次に掲げる視点で整備することとします。また、一極集中型の都市から分散型、ネットワーク型の都市づくりに対応した行財政経営を目指します。

(1) 市民と行政の協働による行財政の経営

新市の目指す都市像の実現にあたっては、これまでの行政主導の都市経営ではなく、新時代の都市経営の基本理念であるパートナーシップに基づいた、市民と行政の協働による行財政の経営を進めます。

(2) コンパクトな行財政経営

新市の目指す都市像の実現にあたっては、民間活力の活用や新たな行政手法の積極的な導入に取り組み、組織の生産性向上によるコンパクトな行財政経営を進めます。

(3) 広域的な行財政経営

新市の目指す都市像の実現にあたっては、中核市としての自律的な行政経営に努めるとともに、広

域的なニーズや周囲の自治体の期待に的確に応えるため、広域的な視点にたった行財政経営を進めます。

第4節 土地利用の基本方針

新市の土地利用にあたっては、公共の福祉を基本に、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と、新市の均衡ある発展を旨とし、土地利用の基本方針を定めることが求められています。これまでの各市・町の土地利用に関する計画を受け継ぎながらも、今後、新市の具体的な施策や事業展開の推移を踏まえて、新市の土地利用に関する総合的な計画を定めることとします。

第5節 地区整備の基本方針

(1) 地区整備の基本的考え方

新市における地区別整備は、広域合併により行政区域が拡大することに対する懸念や、地方自治における住民自治の充実策として提唱されている地域自治組織制度の創設などを視野に入れ、地区別の整備に積極的に取り組むこととします。

(2) 地区別の目ざす姿

地区別整備にあたって、旧自治体を対象とする地区を次ぎのとおりとし、その目ざす地区像を次のとおりとします。

久留米地区

久留米市を対象エリアとする目ざす地区像。

田主丸地区

田主丸町を対象エリアとする目ざす地区像。

北野地区

北野町を対象エリアとする目ざす地区像。

城島地区

城島町を対象エリアとする目ざす地区像。

三潞地区

三潞町を対象エリアとする目ざす地区像。

(3) 地区像実現のための取り組み

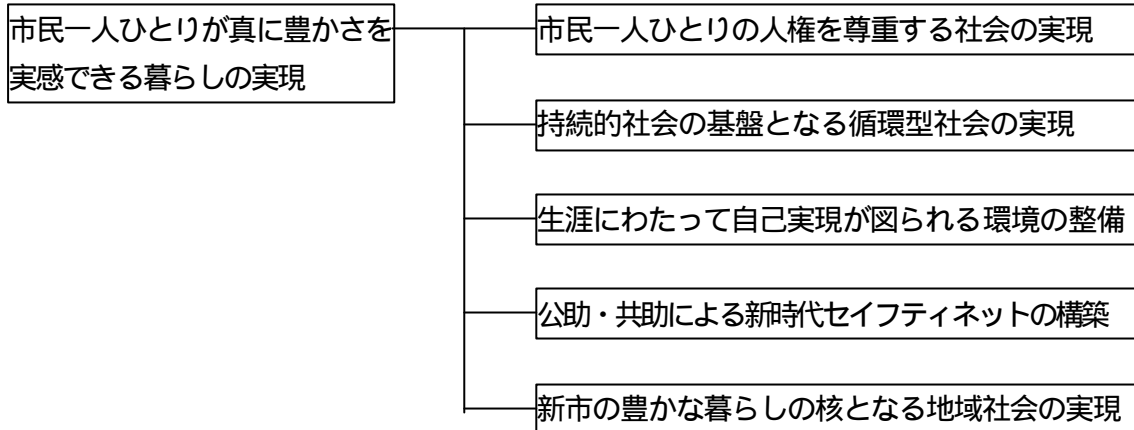
地区像の実現を推進するにあたっては、地区像実現の進捗状況をフォローアップするとともに、地区の状況変化に対応した新たな施策・事業化を図る必要性が考えられます。それらの意味から、地区像の実現に必要な総合的な機能を有する中核となる組織が必要です。市町村合併特例法に定める地域審議会の制度を活用しながらも、現在取り組まれている新たな自治制度創設と連動しながら、制度化を含めて中核となる組織を整備します。

第3章 新市の施策方針

第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策

(1) 施策の概要

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

社会経済の発展に対応し、市民一人ひとりが真に豊かさを実感できる暮らしの実現が求められています。そのためには、人権に象徴される社会的モラルや責任を果たすことを基本前提にしながらも、市民自らが、自らの価値観に基づき、自らの責任の下に選択・決定できる環境が整備されていることが必要です。そのために、市民の多様な価値観を尊重する社会意識の醸成を図るとともに、多様な選択とチャレンジを支える社会づくりを進めることとします。

〔施策の方針〕

市民一人ひとりが真に豊かさを実感できる暮らしを実現するために、その社会的な共通ルールとなる人権尊重・男女共同参画社会と循環型社会の実現を推進します。その人的な共通基盤となる市民一人ひとりが健康で、自己実現に向かって生涯にわたって、学び活動する環境を整備するとともに、それらの活動を支えるセイフティネットとして公助・共助による福祉サービスの充実を推進します。それらの活動の実践の場となる地域社会の整備・充実を図るために、総合的な地域社会づくりに取り組みます。

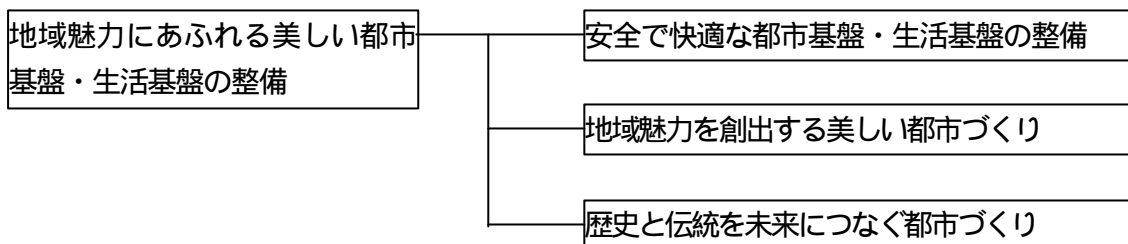
(2) 具体的な施策の内容

- 市民一人ひとりの人権を尊重する社会の実現
- 人権尊重社会及び男女共同参画型社会実現の具体的な施策
- 持続的社会的基盤となる循環型社会の実現
- 環境美化の推進や循環型社会を実現するための施策
- 生涯にわたって自己実現が図られる環境の整備
- 生涯教育や市民活動、市民文化、市民スポーツの振興に関する施策
- 公助・共助による新時代セイフティネットの構築
- 子育て、高齢者福祉、障害者福祉等の推進に関する施策
- 新市の豊かな暮らしの核となる地域社会の実現
- コミュニティの整備・充実を図る施策

第2節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策

(1) 施策の概要

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

真に豊かな暮らしが実感できる地域社会を実現するためには、その基盤となる地域社会が、安全で快適であるとともに、その地域に特有な魅力にあふれる美しい都市であることが必要です。そのためには、本地域の水と緑など豊かな自然を大切に、これまで積み重ねてきた都市の歴史を継承しながら、さらに地域の魅力ある美の創出を目指して、一貫かつ継続した都市づくりを積み重ねていくこととします。

〔施策の方針〕

地域魅力にあふれる美しい都市基盤・生活基盤の整備を図るために

市民生活の基本となる安全で安心な都市生活、快適で潤いのある暮らしの基盤整備を図ります。

地域固性である都市と自然が融合した、魅力あふれる美しい都市の創出を進めます。

地域文化財や地域民俗等の歴史と伝統を守り伝えながら、新たな歴史・伝統へとつなぐ基盤づくりを進めます。

(2) 具体的な施策の内容

安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備

安全・安心なまち、快適なまちを実現する具体的な施策

地域魅力を創出する美しい都市づくり

自然を活用した都市魅力、都市景観の形成を推進する具体的な施策

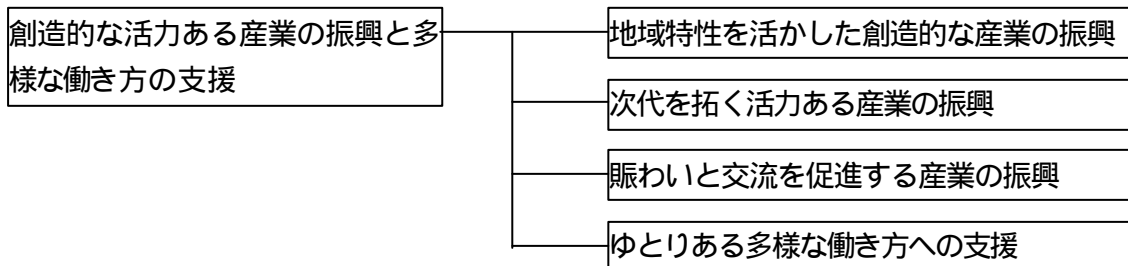
歴史と伝統を未来につなぐ都市づくり

文化財や伝統行事を大切に、将来に継承する具体的な施策

第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策

(1) 施策の概要

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

真に豊かさを実感できるには経済的な裏打ちが必要です。21世紀においては、資源の制約や

環境との共生による持続的な経済社会を旨として、地域特性や地域資源を活かした産業振興が求められています。また、雇用の場の確保とともに、多様な働き方ができることが重要です。そのためには、地域特性である農を核とした産業や、将来的に発展性の高い産業の振興を図るとともに、多様な働き方が選択できる環境整備を進めます。また、福岡都市圏などとの交流による、大規模都市圏のエネルギーを活用した取り組みを進めます。

〔施策の方針〕

創造的な活力ある産業の振興と多様な働き方の支援するために、地域特性である農(農業や緑)を核とした産業振興など、地域資源や地域特性を活かした産業振興を進めます。

地域の潜在的な資源の活性化を図り、高付加価値型の将来を展望した戦略産業の誘致・創出を進めます。

本地域の特性である自然や歴史の豊かさ、温かみのある人間性などを活かし、福岡都市圏などとの交流を促進します。

活き活きた情報や、多様な都市魅力による賑わいづくりを進め、商業の振興を図ります。

高度情報化や産業形態の多様化に対応した SOHO やコミュニティビジネス等多様な雇用の場の創出に努めるとともに、ワークシェアリングなど多様な働き方が選択できる環境整備を促進します。

(2) 具体的な施策の内容

地域特性を活かした創造的な産業の振興

新市の地域特性を活かした農業、工業、商業の振興に関する具体的な施策

次代を拓く活力ある産業の振興

新たな視点からの産業創出や産業誘致等に関する具体的な施策

賑わいと交流を促進する産業の振興

商業やサービス業の振興や、観光・コンベンション等の交流を促進する具体的施策

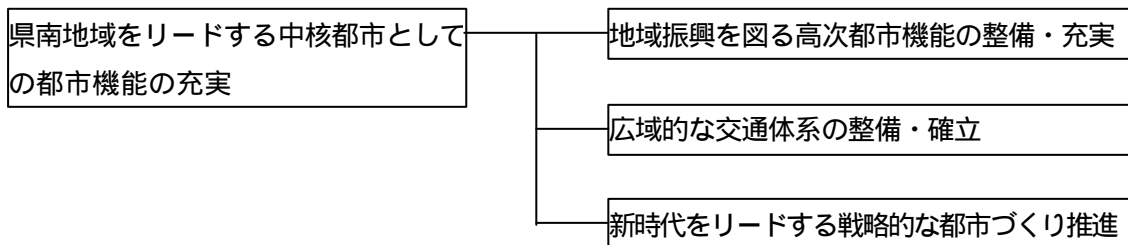
ゆとりある多様な働き方への支援

働きやすい労働環境の整備に関する具体的施策

第4節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策

(1) 施策の概要

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

新市建設にあたって、佐賀県東部を含む県南地域をリードする中核都市としての高次都市機能の充実が求められています。そのため、新市の都市規模に応じた都市制度である中核市への

移行をベースに、高次都市機能の整備・充実や、広域的な交通体系の整備・確立を推進します。また、新時代をリードする単軸的都市づくりとして、地域特性を活かした先進的な都市づくりに取り組みます。

〔施策の方針〕

県南地域をリードする中核都市としての都市機能の充実を図るために、県南地域における高度教育・高度医療等専門的サービスの拠点機能の整備・充実を促進します。広域から新市への円滑な移動や、新市における道路網との結節機能の充実を図るなど広域的な視点からの交通体系の整備確立を推進します。全国的にも誇れる新市の都市魅力の創出を図るために、地域資源や特性を活かし医療福祉都市など先進的な都市づくりを進めます。

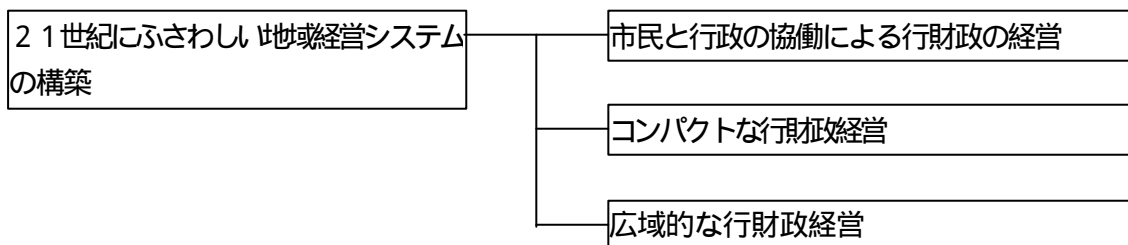
(2) 具体的な施策の内容

- 地域振興を図る高次都市機能の整備・充実
- 県南地域の拠点機能を果たす高次都市機能整備を図る具体的施策
- 広域的な交通体系の整備・確立
- 広域的な総合交通体系の整備を図る具体的施策
- 新時代をリードする単軸的都市づくり推進
- 地域資源や特性を活かした先進的な都市づくりに関する具体的施策

第5節 新市の行財政経営の整備を図る施策

(1) 施策の概要

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

21世紀の分権型社会の実現は、住民自治の充実と自律的な都市づくりが求められています。新市が目ざす都市の実現にあたっては、公共の役割を市民と行政が協働して担うことを基本姿勢として、住民自治を支援するとともに、機能的で効果的な行政経営を図る生産性の高い組織づくり等を進めます。また、従来の一極集中型から転換し、分散型、ネットワーク型の地域経営を図るシステムづくりを進めます。更には、ますます広域化する住民や事業者の活動やグローバル社会化に対応し、広域的な視点からの行財政経営を進めます。

〔施策の方針〕

21世紀にふさわしい地域経営システムを構築するために

市民と行政の役割分担の新たなあり方を踏まえて、住民自治の充実に必要な施策に取り組みます。

厳しい行財政環境を踏まえて、人材や都市ストックの活用等コンパクトな行財政経営を進めます。広域的な対応による行財政の効率化や、広域行政ニーズへの対応など広域行政を推進します。

(2) 具体的な施策の内容

市民と行政の協働による行財政の経営

市民と行政の協働を具体化するための具体的な施策

コンパクトな行財政経営

都市づくりの施策化や事業化にあたって、効果的・効率的な行財政経営を図る具体的な施策

広域的な行財政経営

広域的な行財政経営を進めるための具体的な施策

第4章 新市における福岡県事業の推進

第5章 公共的施設の適正配置と整備

地区別整備の基本方針を踏まえながら、その実現を図るために必要な総合支所的機能の整備に取り組むこととします。また、今後新市建設を進めていくなかで、住民福祉の向上に配慮しながらも、公共施設の適切な配置や整備を検討していきます。

第6章 財政計画

新市建設は、合理的で健全な財政運営を行うことを基本に財政計画を作成し、計画的に進めていくことが必要です。

財政計画の算定にあたっては、合併による効果を反映するとともに、合併後の行政サービスの向上や、新市建設に必要な事業に要する費用等を踏まえて策定します。しかしながら、我が国の経済状況は先行きが不透明であり、これらの経済情勢に大きな影響を受ける地方財政を見通すことは非常に困難であります。また、地方分権改革の一環として取り組まれています地方交付税、国庫補助金、地方への税財源の移譲の三位一体の改革の結果、歳入構造が大きく変化することも想定されます。これらの状況を注視しながら、一定の前提条件等を付与して算定します。

+

結論（最後に）

私たちは、これからの時代を展望する時、新しい地域のカたちを実現し、歴史に新たなページを加える取り組みに、勇気をもって歩み出す必要があるとの思いから、新市建設計画を策定しました。住民の皆様が、本計画に描きました新市に共感され、共に新市実現へと歩み出されることを期待します。

協 議

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり協議を求める。

平成15年 7月 8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号	6	協定項目名	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整の方向性	合併特例法に規定されている議会の議員の定数及び任期に関する特例を適用するかどうか 適用する場合、その内容		
<p>議会の議員の定数は、地方自治法第91条の規定に基づき、人口を基準に算定されることとなっており、合併が行われた場合には、基本的にはこの原則に基づいて新市の人口を基準として定数が算定されることになる。</p> <p>しかし、議会議員の身分に関する取扱いは、市町村の合併という特殊な事情を勘案すると、すぐには原則どおりの定数によりがたい場合がある。</p> <p>このため、合併特例法では、市町村の自主的な合併を促進するために、激変緩和的な措置として、合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置が定められている。</p> <p style="text-align: right;">・・・・・・合併協議会運営の手引きより抜粋</p> <p>合併協定書（文例）・・・・先進事例参考</p> <p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>【新設合併：在任特例適用の場合】</p> <p>「A市、B町及びC町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後 年間引き続き新市の議会の議員として在任する」</p> <p>【編入合併：在任特例適用の場合】</p> <p>「B町及びC町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、A市の議会の議員の残任期間、引き続きA市の議会の議員として在任する」</p>			

		新 設 合 併	編 入 合 併
議会の議員	原 則		
	<p>議会の議員は全員失職する 新市の設置選挙（法定上限数46人）を行う （選挙区・・・一般的に新市全域）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編入する市町村の議会の議員・・・在任 ・ 編入される市町村の議会の議員・・・失職 <p>合併により、著しい人口増の場合は新市全域による増員選挙を行うことができる</p>	
	特 例		
	<p>< 定数特例 ></p> <p>新市発足後の設置選挙の任期に限り、法定上限数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる</p> <p>（選挙区・・・一般的に新市全域）</p>	<p>< 定数特例 ></p> <p>定数特例 編入される市町村の人口に応じ、議員定数を増加し、増員選挙を行う （選挙区・・・旧市町村） （任期：編入する市町村の議会の議員の任期）</p> <p>定数特例 + 定数特例 の特例に、さらに、合併後最初に行われる一般選挙まで、市町村の人口に応じた議員定数を設定することができる （選挙区・・・旧市町村）</p>	
	<p>< 在任特例 ></p> <p>旧市町村の議会の議員は、引き続き新市の議員として在任できる （任期：合併後2年を超えない範囲）</p>	<p>< 在任特例 ></p> <p>在任特例 編入される市町村の議会のすべての議員が、編入する市町村の議会の議員の残任期間新市の議員として在任する （任期：編入する市町村の議会議員の任期）</p> <p>在任特例 + 定数特例 の特例に、さらに、合併後最初に行われる一般選挙まで、市町村の人口に応じた議員定数を設定することができる （選挙区・・・旧市町村）</p>	
<p>傾向としては、新設合併の場合には在任特例を利用するケースがほとんどである。また、編入合併の場合には様々なケースがあるが、定数特例・在任特例が充実された平成7年以降は、全て在任特例を活用している。</p> <p style="text-align: right;">（合併協議会の運営の手引きより抜粋）</p>			

協 議

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、別紙のとおり協議を求める。

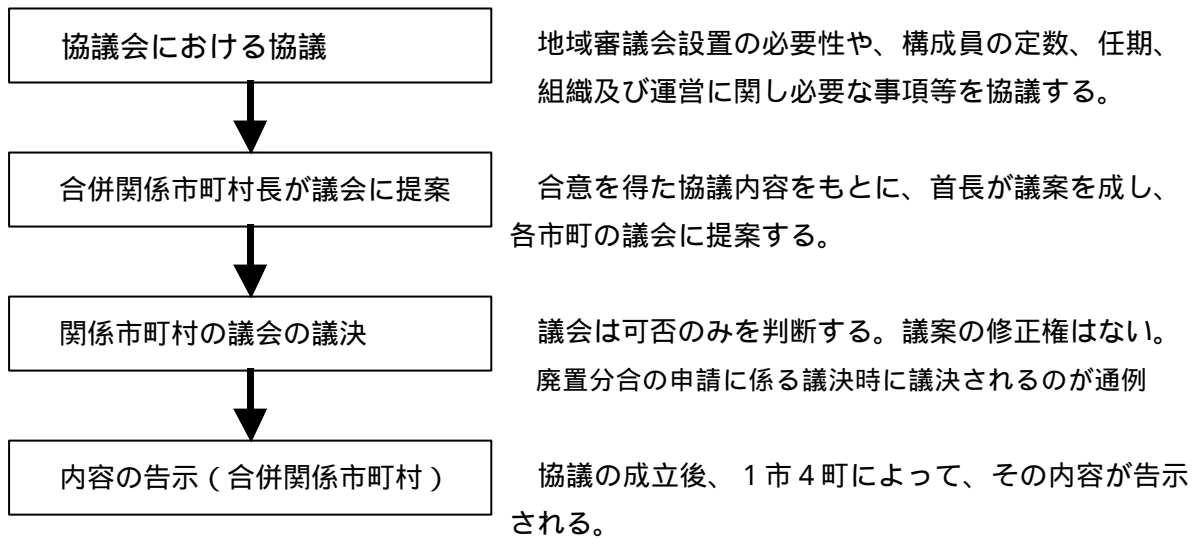
平成15年 7月 8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

5. 設置の手続き

地域審議会は、合併関係市町村の協議によって設置が決められるものであり、その協議については、**合併関係市町村の議会の議決が必要**です。協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならないとされています。

地域審議会の設置の趣旨は、合併前の懸念を払拭するためですので、合併前に設置されることが適当です。



また、合併後、合併市町村がこの協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めることが必要です。

6. 合併協議会における協議事項

地域審議会の設置に関し、合併関係市町村間の協議により決定すべき事項として、次のことがあげられます。

設置の 必要性	・ 設置の必要性について協議する
	【区域】 ・ 「合併関係市町村の区域であった区域ごとに」設置する 2つの合併関係市町村の区域を併せて1つの地域審議会を置くことや、 1つの合併関係市町村の区域を分割して、複数の区域に地域審議会を 置くことはできない ・ すべての合併関係市町村の区域に設置しなくてもよい
期間	法定の期間の規定はない。 おおよそ5年～10年間(新市建設計画の期間)が目安
組織等	地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免 その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項等

【参考】関係法令

【合併特例法】(抜粋)

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

【地方自治法】(抜粋)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

審議会・・・自治法の原則は、合併市町村において条例で設けるもの

地域審議会・・・合併前に設置されることが適当

(設置の趣旨の1つが合併前の懸念を払拭するため)

平成11年7月(合併特例法の改正)以降の市町村合併事例(地域審議会)

合併した自治体 24件 設置する(新設合併 4件、編入合併 2件)
 設置しない(新設合併11件、編入合併 7件)

方式	新自治体名		人口(人)	合併前の自治体の状況					合併期日	設置の有無		
1	新設合併	周南市	山口	158,609	徳山市 104,514	新南陽市 32,923	熊毛町 16,626	鹿野町 4,543	H15 4.21	設置する(すべての区域)		
3		南アルプス市	山梨	70,364	櫛形町 19,045	白根町 19,386	若草町 11,148	甲西町 13,075	八田村 7,118	芦安村 592	H15 4.1	設置する(すべての区域)
2		加美町	宮城	28,289	中新田町 13,924	小野田町 8,119	宮崎町 6,246				H15 4.1	設置する(すべての区域)
4		あさぎり町	熊本	17,751	免田町 5,991	上村 5,404	岡原村 2,935	須恵村 1,471	深田村 1,950	H15 4.1		設置する(すべての区域)
5	編入合併	新居浜市	愛媛	125,814	新居浜市 125,537	別子山村 227				H15 4.1	設置する(旧別子山村区域のみ)	
6		大船渡市	岩手	45,159	大船渡市 36,569	三陸町 8,590				H13 11.15	設置する(旧三陸町区域のみ)	

1	新設合併	南部町	山梨	10,863	富沢町 4,152	南部町 6,711				H15 3.1	設置しない	
2		静岡市	静岡	706,513	静岡市 469,695	清水市 236,818				H15 4.1	設置しない	
3		瑞穂市	岐阜	46,571	穂積町 35,076	巣南町 11,495				H15 5.1	設置しない	
4		神流町	群馬	3,234	万場町 2,270	中里村 964				H15 4.1	設置しない	
5		山県市	岐阜	30,951	高富町 18,795	伊自良村 3,287	美山町 8,869				H15 4.1	設置しない
6		大崎上島町	広島	10,131	東野町 3,036	大崎町 4,351	木江町 2,744				H15 4.1	設置しない
7		東かがわ市	香川	37,760	白鳥町 12,965	引田町 8,635	大内町 16,160				H15 4.1	設置しない
8		宗像市	福岡	92,560	宗像市 82,602	玄海町 9,958				H15 4.1	設置しない	
9		さぬき市	香川	57,773	志度町 22,939	寒川町 6,041	長尾町 13,446	津田町 8,370	大川町 6,977	H14 4.1		設置しない
10		さいたま市	埼玉	1,031,382	浦和市 488,712	大宮市 458,450	与野市 84,220				H13 5.1	設置しない
11		西東京市	東京	179,699	田無市 77,737	保谷市 101,962				H13 1.21		設置しない
12	編入合併	つくば市	茨城	191,814	つくば市 165,978	笠崎町 25,836				H14 11.1	設置しない	
13		野田市	千葉	153,206	野田市 121,698	関宿町 31,508				H15 6.6	設置しない	
14		呉市	広島	205,382	呉市 203,159	下蒲刈町 2,223				H15 4.1	設置しない	
15		廿日市市	広島	87,062	廿日市市 73,587	佐伯町 12,620	吉和村 855				H15 3.1	設置しない
16		福山市	広島	403,915	福山市 378,789	内海町 3,431	新市町 21,695				H15 2.3	設置しない
17		潮来市	茨城	32,133	潮来町 25,901	牛堀町 6,232				H13 4.1	設置しない	
18		新潟市	新潟	516,578	新潟市 490,194	黒埼町 26,384				H13 1.1	設置しない	

地域審議会設置に関する事例 (先進地事例)

県	山口県	山梨県	宮城県	熊本県	愛媛県	岩手県	
新自治体名	周南市	南アルプス市	加美町	あさぎり町	新居浜市	大船渡市	
合併関係自治体	徳山市・新南陽市 熊毛郡 熊毛町 都濃郡 鹿野町	中巨摩郡 八田村・白根町・芦安村 若草町・櫛形町・甲西町	加美郡 中新田町・小野田町 宮崎町	球磨郡 上村・免田町・岡原村 須恵村・深田村	新居浜市 宇摩郡 別子山村	大船渡市 気仙郡三陸町	
合併形態	新設	新設 / 市制	新設	新設	編入	編入	
人口規模	155,742人	71,022人	27,909人	17,655人	125,019人	44,481人	
合併期日(予定)	平成15年4月21日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成13年11月15日	
設置区分	4 箇所 旧市町村単位	6箇所 旧市町村単位	3 箇所 旧市町村単位	5箇所 旧市町村単位	1箇所 旧宇摩郡別子山村地域	1箇所 旧気仙郡三陸町地域	
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更 ・新市建設計画の進捗状況 ・新市の基本構想の作成及び変更 ・その他市長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更 ・新市建設計画の執行状況 ・新市の基本構想及び各種計画の策定・変更 ・その他市長が必要と認める事項 	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・新町建設計画の変更 ・新町建設計画執行状況 ・地域振興のための基金の活用 ・新町の基本構想の作成及び変更 ・その他町長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更 ・新市建設計画の執行状況 ・その他市長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更及び執行状況 ・ふるさと創生基金の使途 ・その他市長が必要と認める事項 	
組織	定員	委員は15名以内	委員は20名以内	委員は15名以内	委員は15名以内	委員は7名以内	委員は15名以内
	選出区分	該当地区内の ・ 公共的団体等を代表する者 ・ 学識経験者 ・ 公募による者	該当地区内の ・ 市議会の議員 ・ 公共的団体等を代表する者 ・ 学識経験者		該当地区内の ・ 区長 ・ 農林業団体、商工業団体に属する者 ・ 社会教育及び学校教育の団体に属する者 ・ 青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者 ・ 社会福祉に関係する者 ・ 消防団員 ・ 学識経験者	該当地区内の ・ 公共的団体の役職員 ・ 学識経験者 ・ 公募により選任された者 (公募選出は3名以内)	該当地区内の ・ 公共的団体の役職員 ・ 学識経験者 ・ 公募により選任された者 (公募選出は3名以内)
任期	2年	2年間		2年間	2年間	2年間	
役員	会 長…1名 副会長…1名	会 長…1名 副会長…1名		会 長…1名	会 長…1名 副会長…1名	会 長…1名 副会長…2名	
期間	おおよそ10年間 平成15年4月21日～平成25年3月31日	10年間 平成15年4月1日～平成25年3月31日		10年間 平成15年4月1日～平成25年3月31日	10年間 平成15年4月1日～平成25年3月31日	おおよそ10年間 平成13年11月15日～平成24年3月31日	

協 議

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、別紙のとおり協議を求める。

平成15年 7月 8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号	18	協定項目名	町名・字名の取扱い
調整の方向性	町・字の区域を変更するかどうか 町・字の名称を変更するかどうか。 変更する場合、その形態についてどうするか		
<p>市町村の合併の際に、町（字）の区域の設定、もしくは廃止、又は町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。町、字の区域や名称については、地域の歴史的・文化的な意義を有するものが多く、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。</p> <p>合併協定書（文例）・・・先進事例参考</p> <p>「A市及びB町の町（字）の区域及び名称は、現行通りとする」</p> <p>「X町の字の区域は現行のとおりとし、名称については当該地域の住民の意向を尊重する」</p>			

町・字について

町・・・普通地方公共団体（自治体）としての『町』の意味と、
市町村の区域内の一定の区域としての『町』の意味を持つ。

協定項目では、後者の『町』が対象となる。

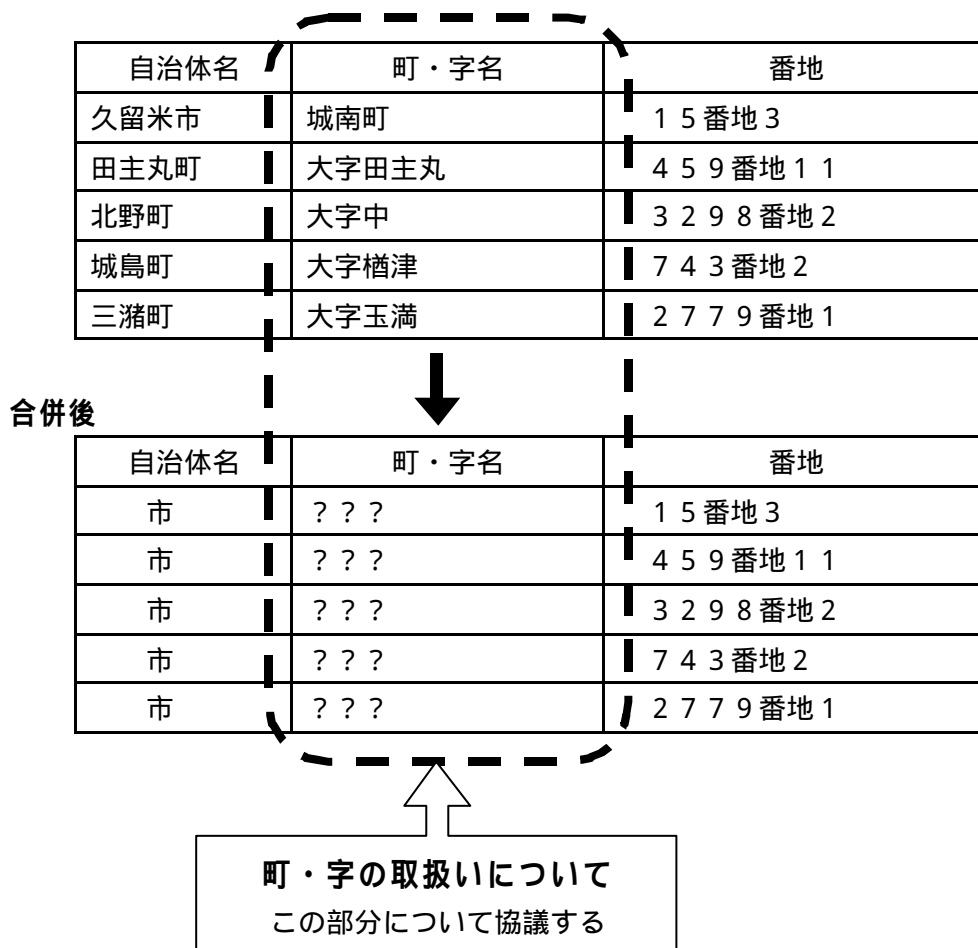
地名の呼称上『町』という文字をつけないで町と同様の区域と取扱うことも可能。

字・・・市町村の区域内の一定の区域をいう

現 状

久留米市は市内の区域を『町』として取扱っている。

田主丸町・北野町・城島町・三潴町は、町内の区域を『字』として取扱っている。



町名・字名の取扱いに関すること

町・字の区域について

市町村合併に伴い、町・字の区域を変更することが考えられます。しかし、町・字の区域の変更を行う場合は、区域の設定や地番の整理などにかかなりの労力が必要になり、合併時の調整は困難であると思われます。

また、住居表示に関する法律に基づく手続きの適用(町1丁目1-1などの住居表示)は、現行と異なる表示になることへの住民周知の問題、表示区域の設定の問題、法的な手続きに要する時間的な問題等により、今回の合併と同時の適用は困難であると思われます。

近年、すでに合併している自治体において、合併時に町・字の区域を変更した事例はないようです。

町・字の名称について

1. 町・字の名称について

町名・字名は、それぞれの市町において、これまでの歴史があり、なじみの深いものであるため、合併後の取扱いについて十分な協議が必要です。

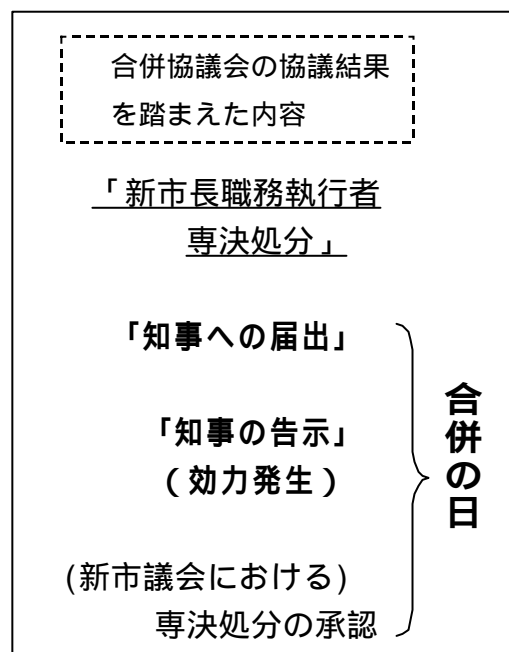
また、重複する名称や紛らわしい名称がある場合は、調整をはかることが必要ですが、久留米広域合併協議会の構成自治体における名称の重複はありません。

2. 合併時の変更手続きの流れ

新市の発足と同時に町・字名の変更を行うためには、合併の日に、新市長職務執行者(編入合併の場合は市長)が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事に届出を行います。

効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分協議を行った上で、合併と同日に行なってもらうこととなります。

なお、後日に新市の初議会において専決処分の承認を求めることとなります。



【参照】地方自治法第260条

【市町村区域内の町又は字の区域】

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法第260条の要旨

区 分	説 明	第260条に基づく手続き
変更なし	旧自治体における町や字の区域と名称を、そのまま新市の区域と名称にする場合	必要としない
区域や名称を変更する場合	町・字の区域を変更し、名称をつける	必要とする
	町・字の区域を一部変更する	
	現在の町・字の区域の一部を、分割・統合して、新たな区域を設定し、名称をつける	
	現行の町・字名を変更する (字名を廃して、町名をつける等)	
	「大字」の表記を単に「」とする(大字を表示しない)	

第260条の手続き 議会の議決、県知事への届出

久留米広域合併協議会現行の町名・字名

名称の重複はありません。

ア 行		カ 行		サ 行		ナ 行		ハ 行		ヤ 行		
町・字名	ヨミガナ	町・字名	ヨミガナ	町・字名	ヨミガナ	町・字名	ヨミガナ	町・字名	ヨミガナ	町・字名	ヨミガナ	
久 合川町	アイカワマチ	久 上津一丁目	カツ 1 チョウメ	久 瀬ノ下町	セノクタマチ	北 中川	ナカガリ	三 福光	フクミツ	田 八幡	ヤハタ	
城 青木島	アオキシマ	久 上津二丁目	カツ 2 チョウメ	久 善導寺町飯田	ゼンドウジマチイダ	北 中島	ナカシマ	久 藤光一丁目	フジミツ 1 チョウメ	久 山川安居野一丁目	ヤマカワアイノ 1 チョウメ	
北 赤司	アカジ	久 上津町	カツマチ	久 善導寺町木塚	ゼンドウジマチキヅカ	田 長栖	ナカス	久 藤光町	フジミツマチ	久 山川安居野二丁目	ヤマカワアイノ 2 チョウメ	
田 秋成	アキナリ	田 上原	カミハラ	久 善導寺町島	ゼンドウジマチシマ	久 長門石一丁目	ナガトシ 1 チョウメ	久 藤山町	フジヤママチ	久 山川安居野三丁目	ヤマカワアイノ 3 チョウメ	
久 朝妻町	アサツママチ	北 上弓削	カミユゲ	久 善導寺町与田	ゼンドウジマチヨダ	久 長門石二丁目	ナガトシ 2 チョウメ	田 船越	フナゴシ	久 山崎市ノ上町	ヤマカワイチノウエマチ	
久 旭町	アサヒマチ	久 京町	キョウマチ	タ 行		久 長門石三丁目	ナガトシ 3 チョウメ	久 螢川町	ホタルガワマチ	久 山川追分一丁目	ヤマカワイウケ 1 チョウメ	
田 朝森	アサヒ	三 清松	キヨマツ	町・字名		久 長門石四丁目	ナガトシ 4 チョウメ	久 本町	ホンマチ	久 山川追分二丁目	ヤマカワイウケ 2 チョウメ	
城 芦塚	アシヅカ	久 草野町草野	クサノマチクサノ	久 大善寺大橋一丁目	ダイゼンジオオハシ 1 チョウメ	久 長門石五丁目	ナガトシ 5 チョウメ	マ 行		久 山川沓形町	ヤマカワクツガタマチ	
久 洗町	アライマチ	久 草野町紅桃林	クサノマチコホウヤシ	久 大善寺町黒田	ダイゼンジマチクロダ	久 長門石町	ナガトシマチ	町・字名		久 山川神代一丁目	ヤマカワカミシロ 1 チョウメ	
久 荒木町荒木	アラキマチアラキ	久 草野町矢作	クサノマチヤハキ	久 大善寺町中津	ダイゼンジマチナカツ	城 橋津	ナラツ	田 牧	マキ	久 山川神代二丁目	ヤマカワカミシロ 2 チョウメ	
久 荒木町今	アラキマチイマ	久 草野町吉木	クサノマチヨシキ	久 大善寺町藤吉	ダイゼンジマチフジヨシ	久 縄手町	ナラテマチ	田 益生田	マスオダ	久 山川神代三丁目	ヤマカワカミシロ 3 チョウメ	
久 荒木町下荒木	アラキマチシモアラキ	三 草場	クサバ	久 大善寺町宮本	ダイゼンジマチミヤモト	久 南薫西町	ナンクンニシマチ	久 松ケ枝町	マツガイマチ	久 山川野口町	ヤマカワノグチマチ	
久 荒木町白口	アラキマチシラカチ	久 榑原町	クシハラマチ	久 大善寺町夜明	ダイゼンジマチヨアケ	久 南薫町	ナンクンマチ	久 御井朝妻一丁目	ミイアサツマ 1 チョウメ	久 山川町	ヤマカワマチ	
久 荒木町藤田	アラキマチフジタ	北 高良	コウラ	久 大善寺南一丁目	ダイゼンジミナミ 1 チョウメ	北 仁王丸	ニオウマル	久 御井旗崎一丁目	ミイハタザキ 1 チョウメ	久 山本町豊田	ヤマモトマチトヨタ	
三 生岩	イキイ	久 高良内町	コウラウチマチ	久 大善寺南二丁目	ダイゼンジミナミ 2 チョウメ	城 西青木	ニシアキ	久 御井旗崎二丁目	ミイハタザキ 2 チョウメ	久 山本町耳納	ヤマモトチミナリ	
田 石垣	イシガキ	久 小頭町	コガシラマチ	久 太郎原町	タロハルマチ	西 西町	ニシマチ	久 御井旗崎三丁目	ミイハタザキ 3 チョウメ	ラ 行		
北 石崎	イシザキ	久 国分町	クニワマチ	田 鷹取	タカリ	三 西牟田	ニシムタ	久 御井旗崎四丁目	ミイハタザキ 4 チョウメ	町・字名		
三 壱町原	イツチヨウバル	久 小森野一丁目	コモリ 1 チョウメ	久 高野一丁目	タカノ 1 チョウメ	田 野田	ノダ	久 御井旗崎五丁目	ミイハタザキ 5 チョウメ	城 六町原	ロクチヨウバル	
北 稲数	イナヅ	久 小森野二丁目	コモリ 2 チョウメ	久 高野二丁目	タカノ 2 チョウメ	久 野中町	ノナカマチ	久 御井町	ミイマチ			
田 以真恵	イマエ	久 小森野三丁目	コモリ 3 チョウメ	三 高三瀬	タカミズ	久 野伏間一丁目	ノボスマ 1 チョウメ	久 南一丁目	ミナミ 1 チョウメ			
北 今山	イマヤマ	久 小森野四丁目	コモリ 4 チョウメ	三 田川	タカガリ	ハ 行		久 南二丁目	ミナミ 2 チョウメ			
城 浮島	ウキシマ	久 小森野五丁目	コモリ 5 チョウメ	田 竹野	タケノ	町・字名		久 南三丁目	ミナミ 3 チョウメ			
城 内野	ウチノ	久 小森野六丁目	コモリ 6 チョウメ	田 田主丸	タヌマル	城 浜	ハマ	久 南四丁目	ミナミ 4 チョウメ			
久 梅満町	ウメミツマチ	久 小森野七丁目	コモリ 7 チョウメ	三 玉満	タマツ	三 早津崎	ハヤツザキ	久 南町	ミナマチ			
城 江上	エガミ	久 小森野町	コモリノマチ	田 地徳	チトク	城 原中牟田	ハラナカムタ	久 宮ノ陣一丁目	ミヤノジ 1 チョウメ			
城 江上上	エガミカミ	サ 行		久 中央町	チュウオウマチ	久 原古賀町	ハラコガマチ	久 宮ノ陣二丁目	ミヤノジ 2 チョウメ			
城 江上本	エガミホン	町・字名		北 千代島	チヨジマ	三 原田	ハラダ	久 宮ノ陣三丁目	ミヤノジ 3 チョウメ			
城 江島	エシマ	久 篠山町	シヤヤママチ	北 塚島	ツカジマ	久 東合川一丁目	ヒガシアイカワ 1 チョウメ	久 宮ノ陣四丁目	ミヤノジ 4 チョウメ			
久 江戸屋敷一丁目	エドヤシキ 1 チョウメ	田 志塚島	シツカシマ	久 津福今町	ツフクイママチ	久 東合川二丁目	ヒガシアイカワ 2 チョウメ	久 宮ノ陣五丁目	ミヤノジ 5 チョウメ			
久 江戸屋敷二丁目	エドヤシキ 2 チョウメ	久 篠原町	シノハラマチ	久 津福本町	ツフクホンマチ	久 東合川三丁目	ヒガシアイカワ 3 チョウメ	久 宮ノ陣六丁目	ミヤノジ 6 チョウメ			
田 恵利	エリ	城 下青木	シモアオキ	久 寺町	テラマチ	久 東合川四丁目	ヒガシアイカワ 4 チョウメ	久 宮ノ陣町大杜	ミヤノジマチオホト			
久 大石町	オオイシマチ	城 下田	シモダ	久 天神町	テンジンマチ	久 東合川五丁目	ヒガシアイカワ 5 チョウメ	久 宮ノ陣町五郎丸	ミヤノジマチゴロマル			
北 大城	オオキ	北 十郎丸	ジュウロウマル	久 東和町	トウワマチ	久 東合川六丁目	ヒガシアイカワ 6 チョウメ	久 宮ノ陣町八丁島	ミヤノジマチハチチヨウジマ			
久 大手町	オオテマチ	城 城島	シヨウジマ	久 通東町	トウチカシマチ	久 東合川七丁目	ヒガシアイカワ 7 チョウメ	久 宮ノ陣町若松	ミヤノジマチワカマツ			
久 大橋町合楽	オオハシマチアイカ	久 荘島町	シヨウジママチ	久 通外町	トウチカマチ	久 東合川八丁目	ヒガシアイカワ 8 チョウメ	久 六ツ門町	ムツモンマチ			
久 大橋町常持	オオハシマチツネモチ	久 城南町	シヨウナンマチ	久 通町	トウマチ	久 東合川九丁目	ヒガシアイカワ 9 チョウメ	久 本山一丁目	モトヤマ 1 チョウメ			
久 大橋町蛸川	オオハシマチヒコガワ	久 白山町	シラヤママチ	田 常盤	トコワ	久 東合川新町	ヒガシアイカワシンマチ	久 本山二丁目	モトヤマ 2 チョウメ			
城 大依	オオヨ	城 四郎丸	シロウマル	北 富多	トコタ	久 東合川干出町	ヒガシアイカワヒデマチ	田 森部	モリベ			
北 乙丸	オトマル	北 陣屋	ジンヤ	田 豊城	トヨキ	久 東合川町	ヒガシアイカワマチ	ヤ 行				
北 乙吉	オトヨシ	田 菅原	スガハラ	北 鳥巢	トリス	久 東柳原町	ヒガシクシハラマチ	町・字名		ヨミガナ		
カ 行		久 諏訪野町	スワノマチ	ナ 行		久 東町	ヒガシマチ	北 八重亀	ヤエガメ			
町・字名		ヨミガナ	久 青峰一丁目	町・字名		ヨミガナ	久 日ノ出町	ヒノデマチ	久 安武町住吉	ヤスタケマチスミヨシ		
北 金島	カネシマ	久 青峰二丁目	セイホウ 2 チョウメ	北 中	ナカ	久 日吉町	ヒヨシマチ	久 安武町武島	ヤスタケマチタケシマ			
城 上青木	カミアオキ	久 青峰三丁目	セイホウ 3 チョウメ	田 中尾	ナカオ	田 殖木	フエキ	久 安武町安武本	ヤスタケマチヤスタケホン			

久留米市	1 4 8
区域	
田主丸町	2 3
区域	
北野町	2 1
区域	

田主丸町

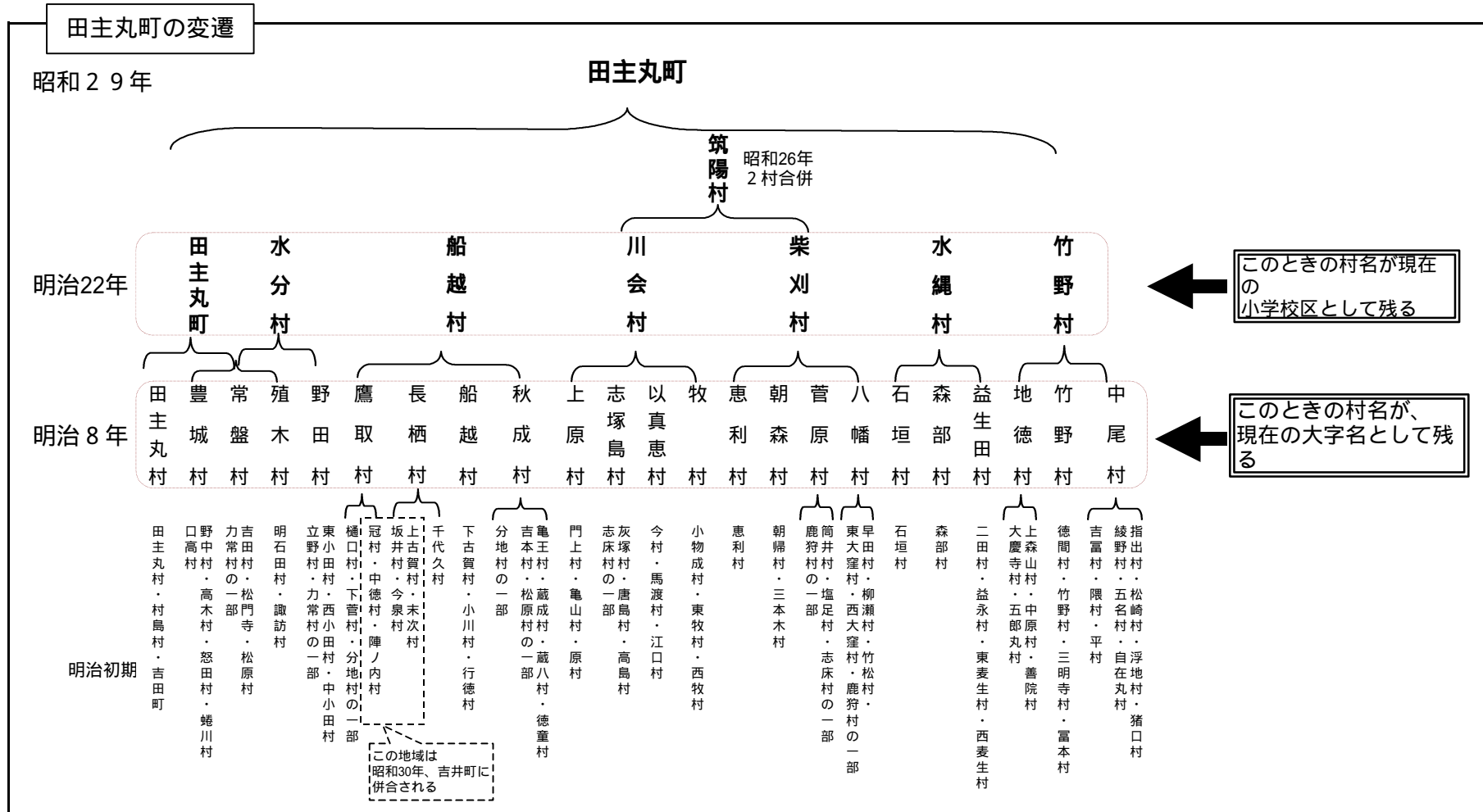
1875年(明治8年)の地租改正に際し、江戸時代来の村が統廃合される

1889年(明治22年)の市制・町村制施行により、町村合併が行われる

このとき合併した旧村名が、「字」として、呼称されるようになる

1954年(昭和29年)町村合併により「田主丸町」の発足

このとき合併した旧町村の地域(田主丸・水分・船越・川会・柴刈・水縄・竹野)が、現在の小学校区として残る



北野町

1876年(明治9年)、江戸時代来の村々のうち、一部の村が統廃合される

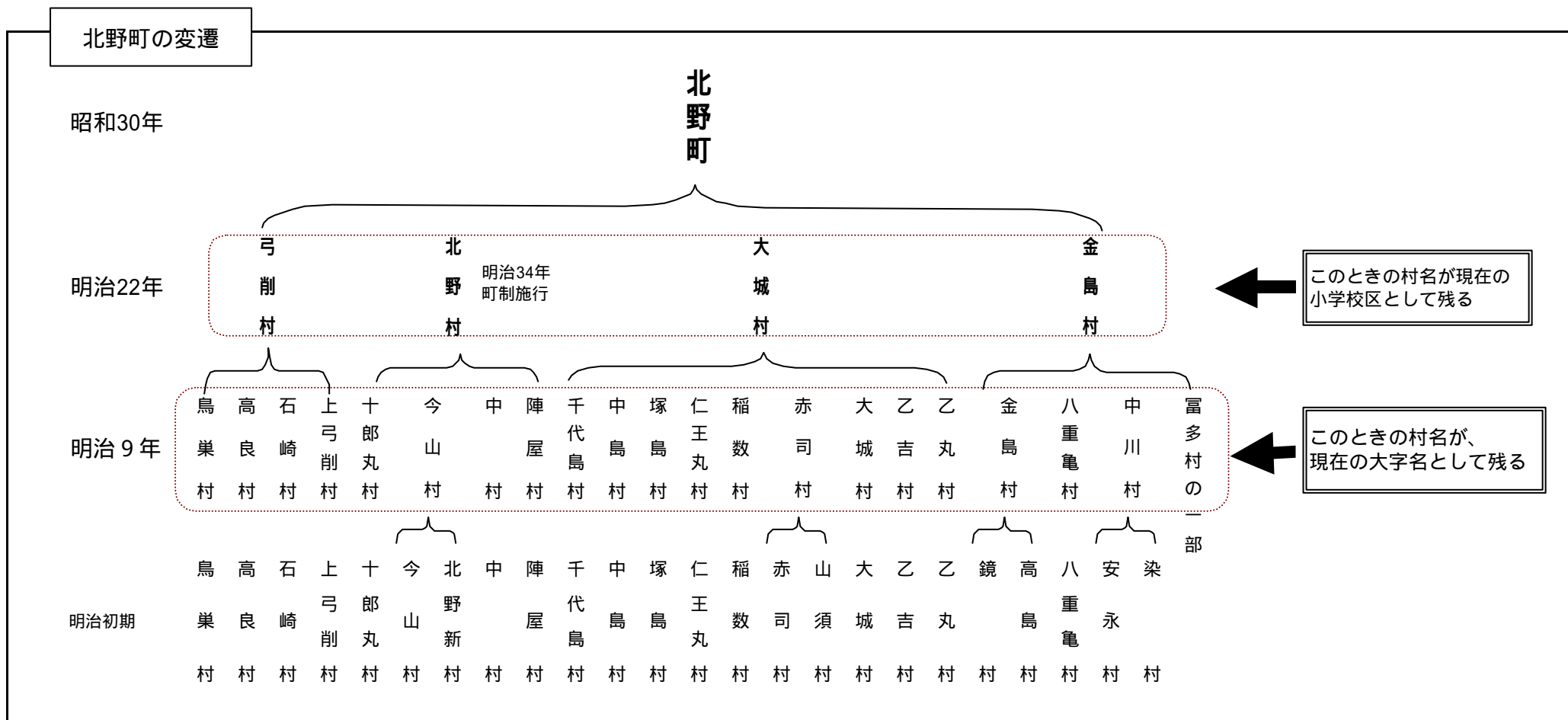
1889年(明治22年)の市制・町村制施行により、町村合併が行われる 弓削村・北野村・大城村・金島村ができる。

このとき合併した旧村名が、「字」として、呼称されるようになる

1955年(昭和30年)町村合併により「北野町」の発足

このとき合併した旧町村の地域(弓削・北野・大城・金島)が、現在の小学校区として残る

ただし、旧大城村のうち千代島・中島地区は、現在は北野校区



城島町

1876年(明治9年)、地租改正等に際し、一部の村の統廃合が行われる

1889年(明治22年)の市制・町村制施行により、町村合併が行われる

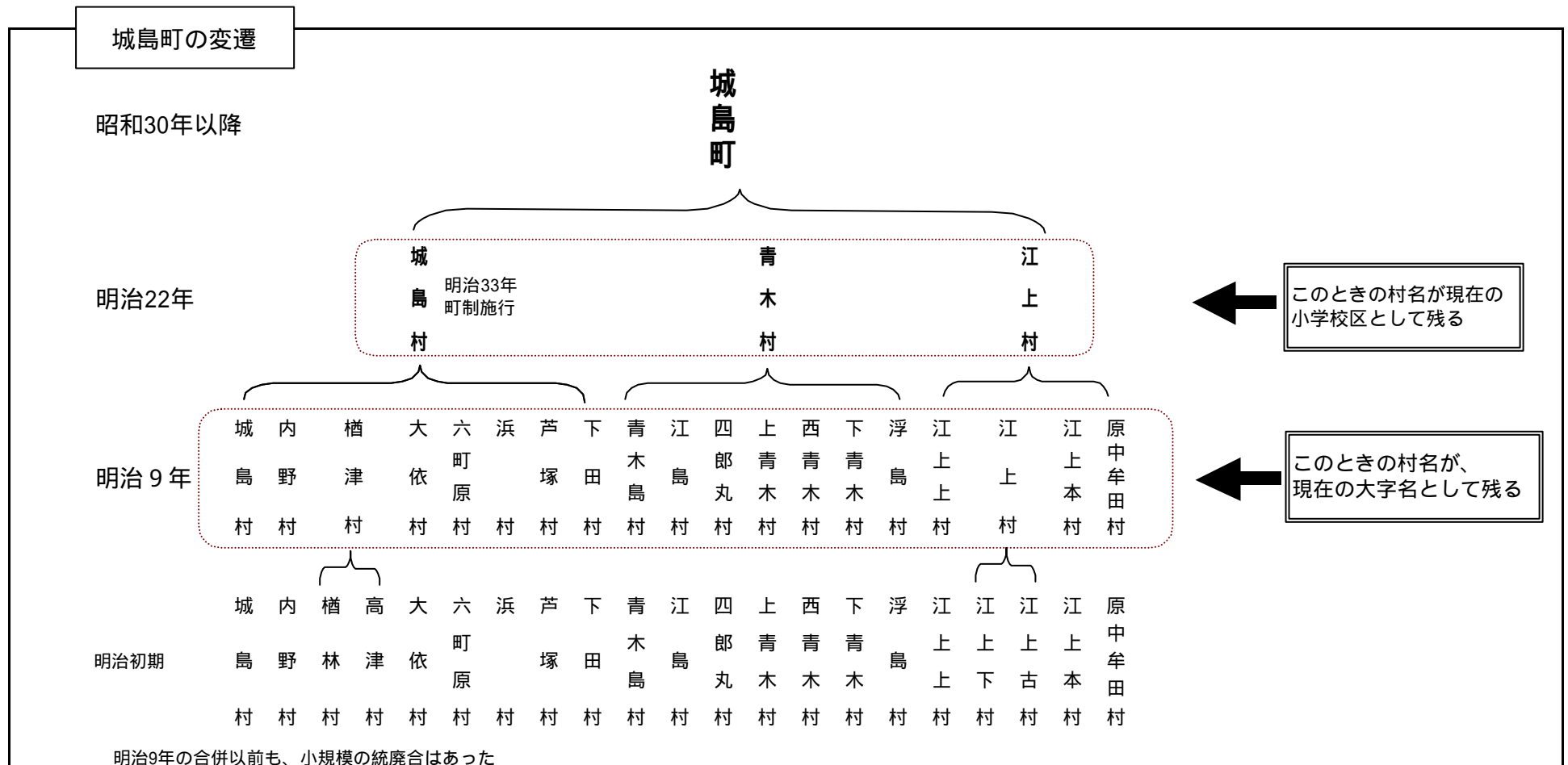
城島村・青木村・江上村ができる。

このとき合併した旧村名が、「字」として、呼称されるようになる

1955年(昭和30年)町村合併により「城島町」の発足

このとき合併した旧町村の地域(城島・青木・江上)が、現在の小学校区として残る

ただし、旧城島村のうち芦塚・下田の地域及び、旧青木村のうち浮島地域は、筑後川の対岸であったため小学校区は別である。(現在の小学校区：城島・下田・青木・浮島・江上)



三潯町

1876年(明治9年)、三潯県と福岡県の合併に関し、一部の村の統廃合が行われる

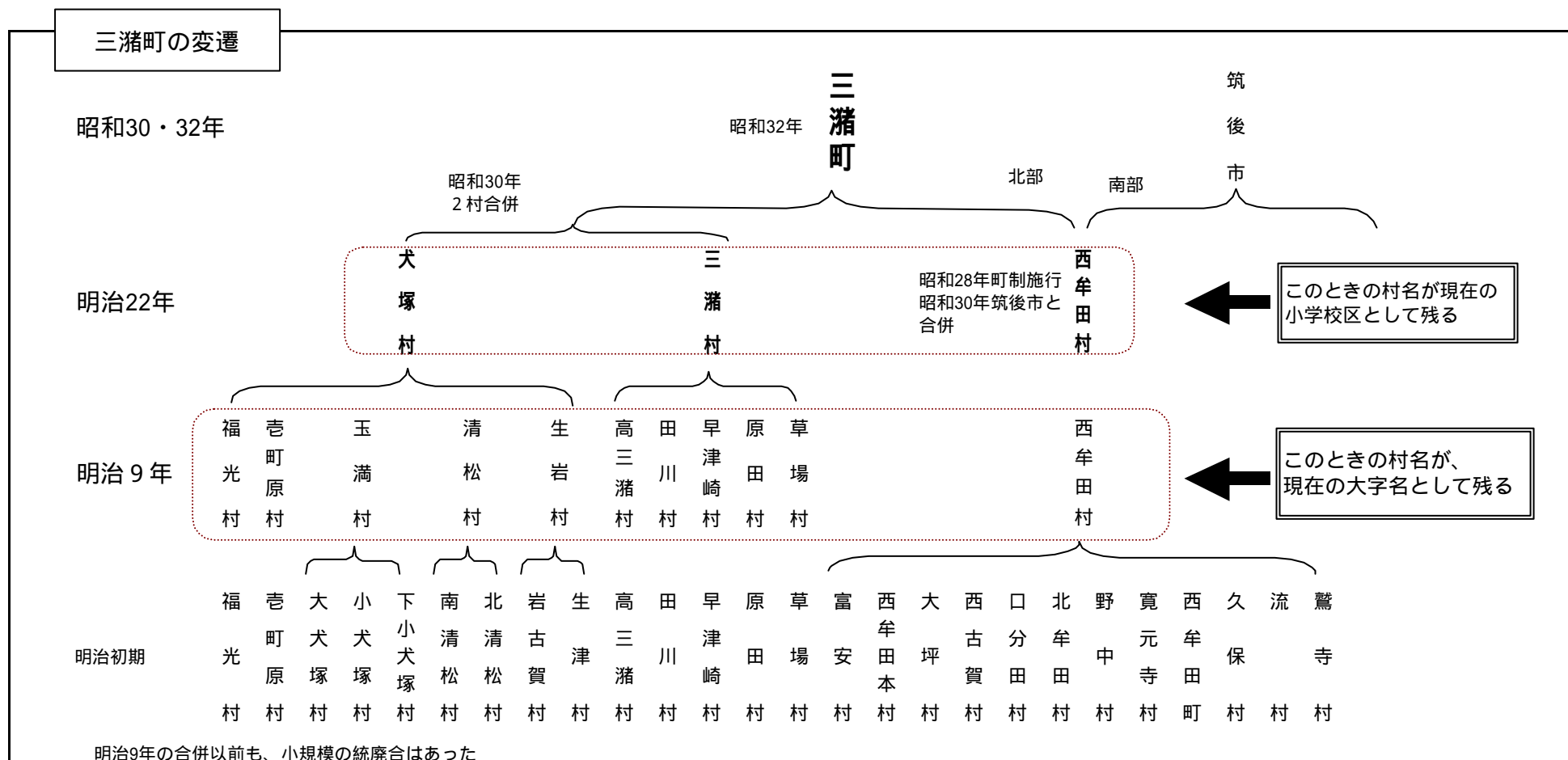
1889年(明治22年)の市制・町村制施行により、町村合併が行われる 犬塚村・三潯村・西牟田村ができる。

このとき合併した旧村名が、「字」として、呼称されるようになる

1955年(昭和30年)犬塚村・三潯村の合併により「三潯町」の発足

1957年(昭和32年)先に筑後市と合併していた西牟田町の一部が三潯町と合併

このとき合併した旧村の地域(犬塚・三潯・西牟田)が、現在の小学校区として残る



< 先進地事例 >

旧自治体名を付さない場合

・香川県 東かがわ市(新設合併)

(平成 15 年 4 月 1 日合併 旧自治体：大川郡引田町・白鳥町・大内町)

【協定書文言】

字の区域については、新市において調整するものとし、「大川郡 町」を「東かがわ市」に置き換え、字の名称については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

例) 大川郡引田町馬宿 123 番地 東かがわ市馬宿 123 番地

・広島県 呉市(編入合併)

(平成 15 年 4 月 1 日合併 旧自治体：呉市・安芸郡下蒲刈町)

【協定書文言】

下蒲刈町の町字名については、下蒲刈町の意向を尊重する。

例) 安芸郡下蒲刈町大地蔵 123 番地 呉市大地蔵 123 番地

大字を削除し、旧自治体名を付さない場合

・福岡県 宗像市(新設合併)

(平成 15 年 4 月 1 日 旧自治体：宗像市・玄海町)

【協定書文言】

2 市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2 市町の町又は字の区域は、従前どおりとする。

例) 宗像郡玄海町~~大字~~江口 123 番地 宗像市江口 123 番地

同一名称のみ調整する場合

・山口県 周南市(新設合併)

(平成 15 年 4 月 21 日 旧自治体：徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町)

【協定書文言】

町・字名(類似町名や同一の通称名(小字名)を含む)は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

【結果】徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町は「周南市」に変更。

同一町名(徳山市と新南陽市の「千代田町」「港町」)は、徳山市の「千代田町」と新南陽市の「港町」は現行どおりとし、新南陽市の千代田町が「西千代田町」に、徳山市の港町が「徳山港町」に変更。

< 先進地事例 >

旧自治体名(町名)を付する場合

・岩手県大船渡市(編入合併)

(平成 13 年 11 月 15 日合併 旧自治体：大船渡市・気仙郡三陸町)

【協定書文言】

三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、大字は表記しないこととする。

字は現行のとおりとする。

例) 気仙郡三陸町~~夫~~字綾里 123 番地 大船渡市三陸町綾里 123 番地

旧自治体の区域が特定できるような名称を町名・字名の前に付する場合

・静岡県静岡市(新設合併)

(平成 15 年 4 月 1 日合併 旧自治体：静岡市・清水市)

【結果】旧清水市の町名・字名の前に「清水」を付する

例) 清水市相生町 123 番地 静岡市清水相生町 123 番地

・千葉県野田市(編入合併)

(平成 15 年 6 月 6 日 旧自治体：野田市・東葛飾郡関宿町)

【協定書文言】

大字名については、重複しているものがないため、野田市は、現行の登記簿の大字をそのまま使用し、関宿町は、内町、江戸町、江戸町飛地、三軒家、台町、元町および本町飛地の大字には「関宿」を大字の前に付して、その他の大字は現行の登記簿の大字を使用します。関宿町の字の名称については大字を削除した名称に変更します。

例) 東葛飾郡関宿町~~夫~~字台町 123 番地 野田市関宿台町 123 番地
東葛飾郡関宿町~~夫~~字平井 123 番地 野田市平井 123 番地

久留米広域合併による名称のパターン（例）

名称を変更しない場合

現在の町・字の区域の名称を変更しない場合は次のようになります。

なお、久留米広域内における町名・字名の重複はないため、現行のとおりとすることは可能です。

（現 行）	（合 併 後）
久留米市城南町 15 番地 3	_____市城南町 15 番地 3
浮羽郡田主丸町大字田主丸 459 番地 11	_____市大字田主丸 459 番地 11
三井郡北野町大字中 3298 番地 2	_____市大字中 3298 番地 2
三潞郡城島町大字櫛津 743 番地 2	_____市大字櫛津 743 番地 2
三潞郡三潞町大字玉満 2779 番地 1	_____市大字玉満 2779 番地 1

「大字」の表記まで含めて『字の名称』とみなされるため、「大字」の表記が残ります

名称を変更する場合

「町・字の名称」は住所の表示などに関係するため、名称を変更する場合は、住民の生活に支障をきたさないよう配慮する必要があります。

考慮する観点の例として、下記（参考例も参照）のようなことが挙げられます。

「大字」の表記を削除するかどうか（4町のみ）

旧自治体名(田主丸町・北野町・城島町・三潞町)を付するかどうか

『合併の方式』が新設合併になった場合、久留米市は「久留米」という名称をどうするか

旧自治体の区域が特定できるような名称を付するかどうか

【参考】 旧自治体名を付するメリット・デメリット

	旧自治体名を付さない	旧自治体名を付す
メリット	住民に与える、新市発足の印象が強く、新市の一体感が生まれる。	新市の内外に旧自治体名が浸透しており、住民にとって分かりやすい。

(参考例)

「大字」の表記を削除する場合

(現行)

浮羽郡田主丸町大字田主丸 459 番地 11

三井郡北野町大字中 3298 番地 2

三瀨郡城島町大字榎津 743 番地 2

三瀨郡三瀨町大字玉満 2779 番地 1

(合併後)

市田主丸(町) 459 番地 11

市中(町) 3298 番地 2

市榎津(町) 743 番地 2

市玉満(町) 2779 番地 1

旧市町村名をつけた場合(「大字」の表記も削除)

(現行)

浮羽郡田主丸町大字田主丸 459 番地 11

三井郡北野町大字中 3298 番地 2

三瀨郡城島町大字榎津 743 番地 2

三瀨郡三瀨町大字玉満 2779 番地 1

(合併後)

市田主丸町田主丸 459 番地 11

市北野町中 3298 番地 2

市城島町榎津 743 番地 2

市三瀨町玉満 2779 番地 1

旧市町村の地域が特定できるような名称をつけた場合

(「大字」の表記も削除)

(現行)

浮羽郡田主丸町大字田主丸 459 番地 11

三井郡北野町大字中 3298 番地 2

三瀨郡城島町大字榎津 743 番地 2

三瀨郡三瀨町大字玉満 2779 番地 1

(合併後)

市田主丸田主丸(町) 459 番地 11

市北野中(町) 3298 番地 2

市城島榎津(町) 743 番地 2

市三瀨玉満(町) 2779 番地 1

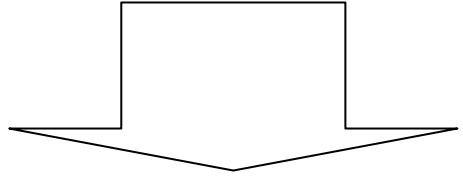
その他、いろいろなパターンが可能。

『町名・字名の取扱い』の協議の流れ

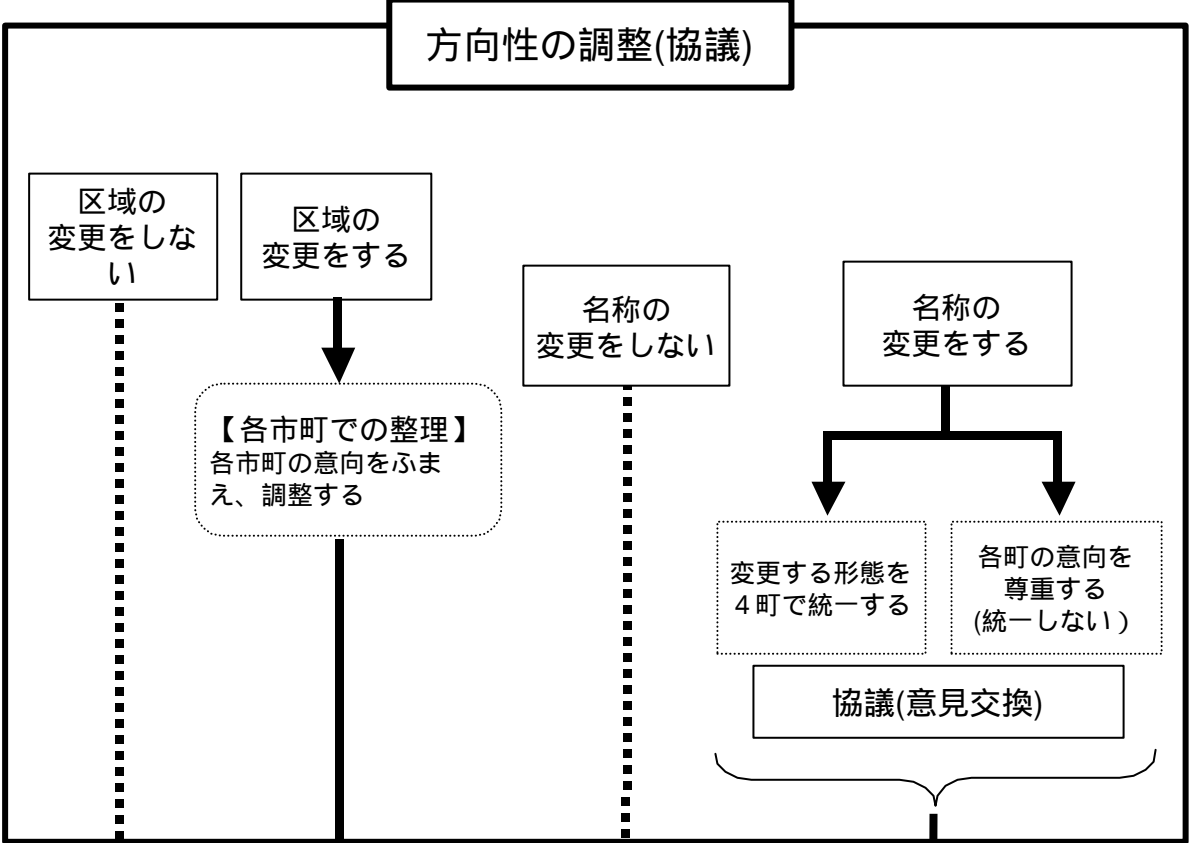
<ポイント>
名称について、変更するか。
変更する場合、どのように協議を進めていくか。(下記のような場合が想定される)

第6回協議会
(7月8日)

『町名・字名取扱い』の資料説明



(予定)
第7回協議会
(7月下旬ごろ)



【事務局整理】
協議会にて出された意見をもとに【案】を作成し提案する

【案】の整理後以降の協議会

協議会での承認

合併市町村振興基金について

1. 「合併市町村振興基金」（以下「基金」）とは

合併市町村（新市）が、地域住民の連帯の強化または合併関係市町村（1市4町）の区域における地域振興等のために設ける基金のことを言います。

この基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り「合併特例債」をその財源とすることができます。（合併特例法第11条の2 第1項）

2. 基金積立ての規模

基金を積立てる場合には、下表の算式により計算した標準的な規模（標準基金規模）を目安に積立てを行います。

なお、必要がある場合には、算式の5割増まで積立てられますが、その上限は40億円とされています。

（標準基金規模）

区 分	算 式	1市4町
市町村数均等割	3億円×合併関係市町村数	15.0億円
増加人口割	1万円×増加人口	6.8億円
合併後人口割	5千円×合併後人口	15.2億円
標準基金規模		37.0億円
5割増		55.5億円

上限 40億円

3. 基金の種類等

積立てた基金は、その運用益、つまり積立金の利子を合併後の事業の財源として活用する「果実運用型」の基金です。

なお、対象となる事業等は以下のとおりです。

新市の一体感を図るもの

- ・イベント等の開催
- ・新しい文化の創造に関する事業の実施 など

旧市町単位の地域振興を図るもの

- ・伝統文化の伝承等に関する事業
- ・地域行事の展開、自治会活動助成、商店街活性化対策 など

【参考：財政支援措置額】

（単位：億円）

区 分	2市6町 (任協枠組み)	1市4町
合併特例債対象事業費	739.7	563.4
標準全体事業費分	699.7	523.4
合併市町村振興基金分	40.0	40.0
地方交付税	40.0	36.8
国県補助・交付金	32.6	22.5
財政支援措置額計	812.3	622.7

特例債 後年度交付税
38億円 26.6億円

合併の方式による事務量及び経費について（見込み）

追加資料

項目		新設合併		編入合併	
主な事務量	新市予算編成	首長不在のため、必要となる手続き等が複雑となる。 ・職務執行者による16年度新市暫定予算（16年度の合併後の期間分）の調製。 （新市首長による16年度新市本予算の調製） ・新市首長による17年度新市暫定予算（の可能性が強い）の調製。 ＊暫定予算とは：1会計年度中の一定期間において必要最小限度の経費の支出を可能とする予算、いわゆる、つなぎ予算		編入する市町の首長が引き続き在任するため、新市予算編成が計画的且つスムーズに実施できる。 ・合併年次は編入市町の補正予算となる。	
	首長選挙	合併の日から50日以内に首長選挙を実施することになるため、選挙準備が必要となる。 ＊選挙人名簿作成・確認、ポスター掲示場の確保、投票所及び不在者投票所の確保、選挙従事者、入場券の送付、啓発広報など		編入する市町の首長は、在任する。	
	条例、規則等の取扱い （久留米市の例規数663のうち条例210、規則260、その他193）	原則としてすべて失効するので、全ての条例・規則などを新たに制定しなければならない。 （推計：新市の例規数約800のうち条例250、規則300、その他250） ＊新市設置日に新市長の職務執行者が専決処分する条例の作成 最初の新市議会へ報告する必要有 ・市政執行上空白期間が許されないもの（例：新市の組織、公の施設等の設置条例等。宗像市は条例全体の90%） さらに、それに伴う規則の作成が必要となる ＊新市長の職務執行者が暫定施行する条例 新市議会に新たな条例を提案する必要有 ・事務事業の統廃合等の上での間暫定施行する		編入する側の条例・規則が存続するので、主に必要部分の改正を行なう。	
主な経費	首長選挙費用	78,000千円	久留米市長選挙費用を基に概算		合併時は不要
	条例等の作成費用	6,000千円	江津市・桜江町協議会の見積	2,500千円	江津市・桜江町協議会の見積
	その他	各種印刷物や、各学校や公共施設の看板・案内板の変更など、1市4町全てが対象となり、相当の経費が必要となる。		編入される市町分の変更経費は必要だが、編入する市町分は不要である。	

新市としての一体的な都市づくりについて

1. 基本的考え

新市としての一体的な都市づくりを進めるにあたっては、次の基本的な考えの下に新市建設計画を策定することとします。

- (1) 歴史性・地域性の尊重...これまでの地域の都市づくりの歴史と、その成果としての地域特性・個性を継承し、大切にした都市づくりを進めます。
- (2) 将来に向けての多様性の確保...将来にわたって多様な都市魅力の源になる、地域特性・個性を確立する都市づくりを進めます。
- (3) 合併を活かす都市づくり...地域特性・個性を尊重しながらも、合併による相乗効果、重積効果、都市規模拡大を踏まえた中核市効果などを活かす一体的な都市づくりを進めます。

2. 具体的取り組み

新市としての一体的な都市づくりを進めるにあたっては、新市建設のマスタープランである新市建設計画に次のとおり整理して記述することとしています。

- (1) 新市建設の基本理念として...新市建設の基本方針において、都市像設定にあたって大切にす視点を基本理念とし、「地域特性を尊重した都市づくり」及び「合併効果を活かした都市づくり」を掲げています。
- (2) 新市の目ざす都市像...新市建設の基本方針において、これまで取り組んできた都市づくりのストックを活かすことや、1市4町の総合計画に掲げる都市像の基本的考え方を受け継ぐこと、合併後の一体的な新市としての都市づくりを図ることを目的に都市像を設定するとし、教育文化や保健福祉等の暮らしの分野をはじめとして、都市基盤・生活基盤、産業振興、都市機能の分野について整理しています。
- (3) 地区整備の基本方針...新市において地区別整備に取り組むことを明らかにするとともに、旧自治体を対象とした地区像や、地区像実現のための取り組みについて、住民自治の充実を図る新たな地方自治制度を視野に入れながら、整備することとしています。

3. 今後の対応

新市建設計画の作成は、上記の基本的考えや具体的な取り組みに関する考え方を整理した素案を、久留米広域合併協議会に提案しながら、委員の広範な意見等を踏まえて、更に修正加筆等を行いまとめることとなります。また、当該新市建設計画の実現にあたっては、各市町の議会議決や、今後検討される地域審議会等により担保されることとなります。

最近の市町村合併事例

追加資料

最近の市町村合併の事例（前回法定協議会提出資料）

	方式	新自治体名		人口 (人)	合併前の自治体の状況 【 】は本庁舎の位置	協定書 調印日	合併 期日	調印から の期間
1	新設	瑞穂市	岐阜	46,571	【穂積町】、 巢南町 35,076、 11,495	H14 12.10	H15 5.1	約 5月
2	新設	周南市	山口	158,609	【徳山市】、新南陽市、熊毛町、鹿野町 104,514、 32,923、 16,626、 4,543	H14 8.27	H15 4.21	約 8月
3	新設	加美町	宮城	28,289	【中新田町】、小野田町、宮崎町 13,924、 8,119、 6,246	H15 1.8	H15 4.1	約 2月
4	新設	神流町	群馬	3,234	【万場町】、中里村 2,270、 9 6 4	H14 9.11	H15 4.1	約 7月
5	新設	南アルプス市	山梨	70,364	【櫛形町】、白根町、若草町、甲西町、八田村、芦安村 19,045、 19,386、 11,148、 13,075、 7,118、 592	H14 10.17	H15 4.1	約 5月
6	新設	山県市	岐阜	30,951	【高富町】、伊自良村、美山町 18,795、 3,287、 8,869	H14 9.24	H15 4.1	約 6月
7	新設	静岡市	静岡	706,513	【静岡市】、清水市 469,695、 236,818	H14 4.2	H15 4.1	約 12月
8	編入	呉市	広島	205,382	【呉市】、下蒲刈町 203,159、 2,223	H14 8.8	H15 4.1	約 8月
9	新設	大崎上島町	広島	10,131	【東野町】、大崎町、木江町 3,036、 4,351、 2,744	H14 9.10	H15 4.1	約 7月
10	新設	東かがわ市	香川	37,760	【白鳥町】、引田町、大内町 12,965、 8,635、 16,160	H14 5.30	H15 4.1	約 1 0月
11	編入	新居浜市	愛媛	125,814	【新居浜市】、別子山村 125,537、 2 2 7	H14 11.2	H15 4.1	約 5月
12	新設	宗像市	福岡	92,560	【宗像市】、玄海町 82,602、 9,958	H14 5.30	H15 4.1	約 1 0月
13	新設	あさぎり町	熊本	17,751	【免田町】、上村、岡原村、須恵村、深田村 5,991、 5,404、 2,935、 1,471、 1,950	H13 11.22	H15 4.1	約 1 0月
14	新設	南部町	山梨	10,863	【富沢町】、南部町 4,152、 6,711	H14 10.11	H15 3.1	約 5月
15	編入	廿日市市	広島	87,062	【廿日市市】、佐伯町、吉和村 73,587、 12,620、 8 5 5	H14 11.7	H15 3.1	約 3月
16	編入	福山市	広島	403,915	【福山市】、内海町、新市町 378,789、 3,431、 21,695	H14 10.10	H15 2.3	約 3月
17	編入	つくば市	茨城	191,814	【つくば市】、荳崎町 165,978、 25,836	H13 11.	H14 11.1	約 12月
18	新設	さぬき市	香川	57,772	【志度町】、寒川町、長尾町、津田町、大川町 22,939、 6,041、 13,445、 8,370、 6,977	H13 8.20	H14 4.1	約 8月
19	編入	大船渡市	岩手	45,159	【大船渡市】、三陸町 36,569、 8,590	H12 8.31	H13 11.15	約 15月
20	新設	さいたま市	埼玉	1,023,937	【浦和市】、大宮市、与野市 484,834、 456,164、 82,939	H12 9.5	H13 5.1	約 8月
21	編入	潮来市	茨城	31,797	【潮来町】、牛堀町 25,694、 6,103	H12 7.13	H13 4.1	約 9月
22	新設	西東京市	東京	175,073	【田無市】、保谷市 74,813、 100,260	H12 8.10	H13 1.21	約 6月
23	編入	新潟市	新潟	518,347	【新潟市】、黒埼町 494,769、 23,605	H12 2.21	H13 1.1	約 11月

H12.12.31以前の市町村合併事例

追加資料

方式	新自治体名		人口 (人)	合併前の自治体の状況 【 】は本庁舎の位置	協定書 調印日	合併 期日	調印から の期間
1 新設	篠山市	兵庫	44,752	【篠山町】、西紀町、丹南町、今田町 22,229、 4,125、 14,503、 3,895	H10 4.27	H11 4.1	約 11月
2 新設	あきる野市	東京	71,940	【秋川市】、五日市町 50,387、 21,553	H7 5.16	H7 9.1	約 4月
3 編入	鹿嶋市	茨城	59,092	【鹿嶋町】、大野村 45,227、 13,865	H7 6.5	H7 9.1	約 3月
4 新設	ひたちなか市	茨城	142,402	【勝田市】、那珂湊市 109,825、 32,577	H6 9.5	H6 11.1	約 2月
5 編入	飯田市	長野	106,495	【飯田市】、上郷町 91,859、 14,636	H4 12.	H5 7.1	約 7月
6 編入	盛岡市	岩手	278,497	【盛岡市】、都南村 235,434、 43,063	H3 12.9	H4 4.1	約 4月
7 編入	水戸市	茨城	245,525	【水戸市】、常澄村 234,968、 10,557	H3 3.16	H4 3.3	約 12月
8 編入	浜松市	静岡	547,875	【浜松市】、可美村 534,620、 13,255	H3 1.24	H3 5.1	約 3月
9 新設	北上市	岩手	82,902	【北上市】、和賀町、江釣子村 58,779、 14,777、 9,346	H2 12.3	H3 4.1	約 4月
10 編入	熊本市	熊本	626,727	【熊本市】、天明町 616,546、 10,181	H2 6.	H3 2.1	約 8月
11 編入	熊本市	熊本	616,546	【熊本市】、飽田町 606,216、 10,330	H2 6.	H3 2.1	約 8月
12 編入	熊本市	熊本	606,216	【熊本市】、河内町 597,691、 8,525	H2 6.	H3 2.1	約 8月
13 編入	熊本市	熊本	597,691	【熊本市】、北部町 579,306、 18,385	H2 6.	H3 2.1	約 8月
14 編入	仙台市	宮城	857,335	【仙台市】、秋保町 852,164、 5,171	S62 12.24	S63 3.1	約 2月
15 編入	仙台市	宮城	852,164	【仙台市】、泉市 727,948、 124,216	S63 1.16	S63 3.1	約 2月
16 編入	つくば市	茨城	127,497	【つくば市】、筑波町 104,637、 22,860	S63 1.7	S63 1.31	約 1月
17 新設	つくば市	茨城	104,637	【谷田部町】、桜村、豊里町、大穂町 37,387、 41,335、 12,365、 13,550	S62 10.31	S62 11.30	約 1月
18 編入	仙台市	宮城	727,948	【仙台市】、宮城町 700,254、 27,694	S62 6.10	S62 11.1	約 5月
19 編入	藤橋村	岐阜	1,087	【藤橋村】、徳山村 455、 632	S61 7.30	S62 4.1	約 8月

合併済又は予定市町村の状況（前回法定協議会以降：合併協定書調印済）

追加資料

方式	新自治体名		人口 (人)	合併前の自治体の状況 【 】は本庁舎の位置	協定書 調印日	合併 期日	調印から の期間
1 編入	野田市	千葉	153,266	【野田市】、関宿町 121,698、31,568	H14 12.2	H15 . 6 . 6	約 6月
2 編入	新発田市	新潟	91,191	【新発田市】、豊浦町 81,271、9,920	H14 11.6	H15 7 . 7	約 8月
3 編入	田原市	愛知	42,969	【田原町】、赤羽根町 36,627、6,342	H15 4.29	H15 8 . 20	約 4月
4 新設	千曲市	長野	64,916	【更埴市】、戸倉町、上山田町 39,715、18,553、6,648	H15 2.27	H15 9 . 1	約 6月
5 新設	富士河口湖町	山梨	23,482	【河口湖町】、勝山村、足和田村 19,288、2,551、1,643	H15 5.26	H15 11 . 15	約 6月
6 新設	いなべ市	三重	45,480	【員弁町】、北勢町、大安町、藤原町 8,532、14,033、15,427、7,488	H15 1.24	H15 12 . 1	約 11月
7 新設	飛騨市	岐阜	30,305	【古川町】、河合村、宮川村、神岡町 16,427、1,361、1,077、11,440	H15 5.8	H16 2.1	約 9月
8 新設	安芸高田市	広島	34,823	【吉田町】、八千代町、美工里町、高宮町、中田町、向原町 11,607、4,216、3,566、4,604、5,973、4,857	H15 5.27	H16 3.1	約 9月
9 新設	彦根市	長崎	33,790	【勝本町】、郷ノ浦町、芦辺町、石田町 7,041、12,439、9,354、4,956	H15 2.21	H16 3.1	約 12月
10 新設	対馬市	長崎	41,031	【厳原町】、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町 15,121、8,550、4,723、2,847、4,555、5,235	H14 6.11	H16 3.1	約 21月
11 新設	上天草市	熊本	36,679	【大矢野町】、【松島町】、姫戸町、龍ヶ岳町（本庁舎が2つ） 17,964、9,502、3,699、5,514	H15 4.7	H16 3.31	約 12月
12 新設	阿賀野市	新潟	49,156	【水原町】、安田町、京ヶ瀬村、笹神村 20,857、10,546、8,264、9,489	H15 4.16	H16 4.1	約 12月
13 新設	三次市	広島	61,716	【三次市】、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町 39,091、3,334、1,974、2,061、2,085、5,236、4,005、3,930	H15 4.1	H16 4.1	約 12月
14 新設	五島市	長崎	48,889	【福江市】、富江町、玉之浦町、三井架町、岐宿町、宗留町 27,816、6,442、2,200、4,022、4,434、3,975	H15 1.16	H16 8 . 1	約 19月
15 新設	新上五島町	長崎	27,579	【新魚目町】、若松町、上五島町、有川町、奈良尾町 4,960、4,326、7,430、7,446、3,417	H15 2.17	H16 8 . 1	約 18月
16 新設	愛南町	愛媛	29,511	【城辺町】、【御荘町】、一本松町、西海町、内海村（境界付近） 9,751、9,658、4,355、3,377、2,370	H15 3.1	H16 10.1	約 19月

期日決定のポイントによる分析

1 住民生活への影響

考慮すべき点	想定される期間
3月下旬は転出入の時期と重なり、窓口業務の混乱が予想される。	3月末は除く
2月16日から3月15日は、確定申告の時期であり、新住所の記載等混乱が予想される。	2月16日以降は除く

2 合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係

考慮すべき点	想定される期間
1月8～10日は成人式、出初式等の地域固有の行事が行われている。	1月8～10日は除く

3 協議会の進捗状況

考慮すべき点	想定される期間
本協議会での確認内容、合併特例法の期限内の合併を目指す。	3月末までの期間
合併協定書の調印後、各市町の議会議決を経た後、県議会での議決など、国県への手続の期間が必要。	
各事務事業の調整方針に基づき、新市での各行政事務執行の準備期間の確保が必要。	

4 首長・議会議員の任期

考慮すべき点	想定される期間
平成17年2月8日が北野町長の任期となっている。	2月10日以降は除く

5 合併時の事務処理・引継ぎの利便性

考慮すべき点	想定される期間
年末年始の休暇中は、住民記録や税等基幹系システムのデータ統合を行う期間として想定している。また、その後新システムへのデータ取り込みや不足項目の入力、テスト等のため約1ヶ月程度必要となる。	1月下旬以降となる
システム試験日の確保、及びシステム移行においてトラブルが発生した場合の回復にかかる時間を考慮する必要がある。	土曜が最適である
1月1日は、住民税、固定資産税の賦課日であり、避けるべきである。	1月1日は除く
3月末は、収入・支払い業務が最も多い時期であり、また基金の切り替え等の事務もあることから、避けるべきである。	3月末は除く

合併の期日

平成17年1月29日(土)又は平成17年2月5日(土)

期日決定のポイントによる分析結果

日付	曜日	1 住民生活		2 公的行事等		3 協議会 進捗状況	4 任期	5 事務処理・引継ぎの利便		
1月1日	土							x		x
1月2日	日							x	x	
1月3日	月							x	x	
1月4日	火							x	x	
1月5日	水							x	x	
1月6日	木							x	x	
1月7日	金							x	x	
1月8日	土				x			x		
1月9日	日				x			x	x	
1月10日	月				x			x	x	
1月11日	火				x			x	x	
1月12日	水				x			x	x	
1月13日	木				x			x	x	
1月14日	金				x			x	x	
1月15日	土				x			x		
1月16日	日				x			x	x	
1月17日	月				x			x	x	
1月18日	火				x			x	x	
1月19日	水				x			x	x	
1月20日	木				x			x	x	
1月21日	金				x			x	x	
1月22日	土				x			x		
1月23日	日				x			x	x	
1月24日	月				x			x	x	
1月25日	火				x			x	x	
1月26日	水				x			x	x	
1月27日	木				x			x	x	
1月28日	金				x			x	x	
1月29日	土									
1月30日	日								x	
1月31日	月								x	
2月1日	火								x	
2月2日	水								x	
2月3日	木								x	
2月4日	金								x	
2月5日	土									
2月6日	日								x	
2月7日	月								x	
2月8日	火								x	
2月9日	水								x	
2月10日	木						x		x	
2月11日	金						x		x	
2月12日	土						x		x	
2月13日	日						x		x	
2月14日	月						x		x	

日付	曜日	1 住民生活		2 公的行事等		3 協議会 進捗状況	4 任期	5 事務処理・引継ぎの利便		
2月15日	火							x		x
2月16日	水		x					x	x	
2月17日	木		x					x	x	
2月18日	金		x					x	x	
2月19日	土		x					x		
2月20日	日		x					x	x	
2月21日	月		x					x	x	
2月22日	火		x					x	x	
2月23日	水		x					x	x	
2月24日	木		x					x	x	
2月25日	金		x					x	x	
2月26日	土		x					x		
2月27日	日		x					x	x	
2月28日	月		x					x	x	
3月1日	火		x					x	x	
3月2日	水		x					x	x	
3月3日	木		x					x	x	
3月4日	金		x					x	x	
3月5日	土		x					x		
3月6日	日		x					x	x	
3月7日	月		x					x	x	
3月8日	火		x					x	x	
3月9日	水		x					x	x	
3月10日	木		x					x	x	
3月11日	金		x					x	x	
3月12日	土		x					x		
3月13日	日		x					x	x	
3月14日	月		x					x	x	
3月15日	火		x					x	x	
3月16日	水		x					x	x	
3月17日	木		x					x	x	
3月18日	金		x					x	x	
3月19日	土		x					x		
3月20日	日		x					x	x	
3月21日	月	x	x					x	x	x
3月22日	火	x	x					x	x	x
3月23日	水	x	x					x	x	x
3月24日	木	x	x					x	x	x
3月25日	金	x	x					x	x	x
3月26日	土	x	x					x		x
3月27日	日	x	x					x	x	x
3月28日	月	x	x					x	x	x
3月29日	火	x	x					x	x	x
3月30日	水	x	x					x	x	x
3月31日	木	x	x					x	x	x